

第3期東彼杵町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

東彼杵町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 法的な位置づけ	2
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
第2章 東彼杵町のこども・子育て環境を取り巻く現状	5
1 人口・世帯の状況	5
2 人口動態・就労の状況	15
3 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状	21
4 町民アンケート調査の結果概要	25
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 施策の体系	51
4 施策の展開	52
第4章 事業計画	69
1 教育・保育提供区域の設定	69
2 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策	72
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策	75
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保	83
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	84
6 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	84
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	85
第5章 計画の達成状況の点検及び評価	87
1 推進体制	87
2 計画の進捗管理	87
資料編	89
1 東彼杵町子ども・子育て会議委員名簿	89
2 東彼杵町子ども・子育て会議設置条例	90
3 策定経過	92
4 用語集	93

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言ったり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

2 計画策定の趣旨

今日のこども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国のこども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

東彼杵町（以下「本町」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正やこども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、次世代育成支援対策推進法第8条における「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「東彼杵町総合計画」のこども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定



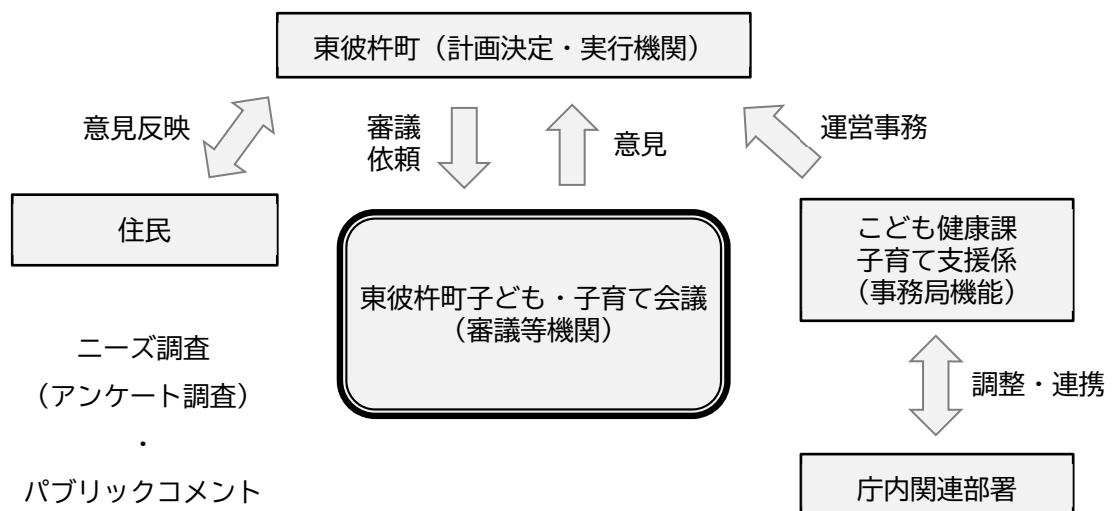
第3期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づいて、「東彼杵町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画の素案を町のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

第2章 東彼杵町のこども・子育て環境を取り巻く現状

第2章 東彼杵町のこども・子育て環境を取り巻く現状

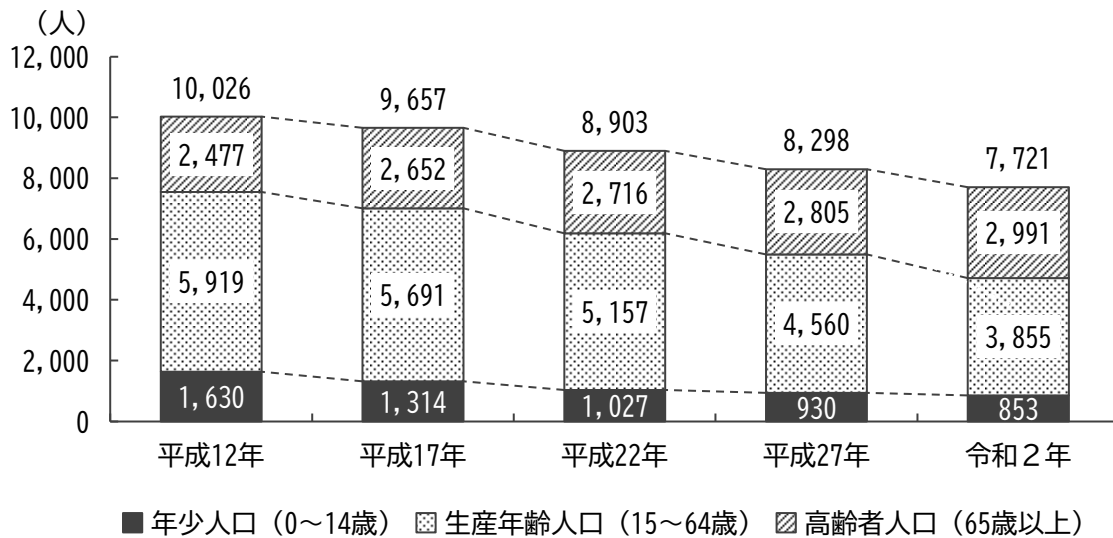
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

平成12年から令和2年までの長期的な人口推移を国勢調査でみると、減少が続いており、令和2年は7,721人となっています。

年齢3区分別では、年少人口は年々減少し、平成12年からの20年間で777人の減少となっているのに対して、高齢者人口は増加が続き、514人の増加となっており、本町では引き続き少子高齢化が進行しています。また、子育て世代の中心となる生産年齢人口も年々減少し、両世代を支える子育て世代への負担は年々大きくなっています。

■人口の推移



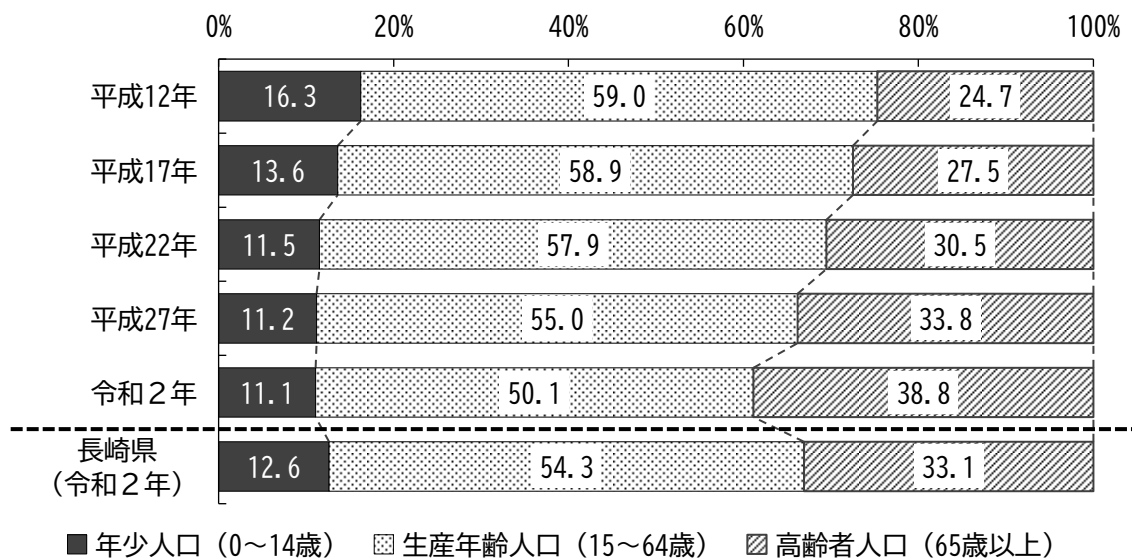
※計は年齢「不詳」を含む

資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

（２）年齢３区分別人口構成の推移

年齢３区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口割合は減少が続いており、令和２年は11.1%となっています。また、高齢者人口割合は増加が続き、令和２年は約４割となっており、高齢者人口が年少人口の割合を上回って推移しています。長崎県と比較すると、本町は県よりもやや早いペースで少子高齢化が進行しています。

■年齢３区分別人口の構成比の推移



※構成比は分母から「不詳」を除いて算出

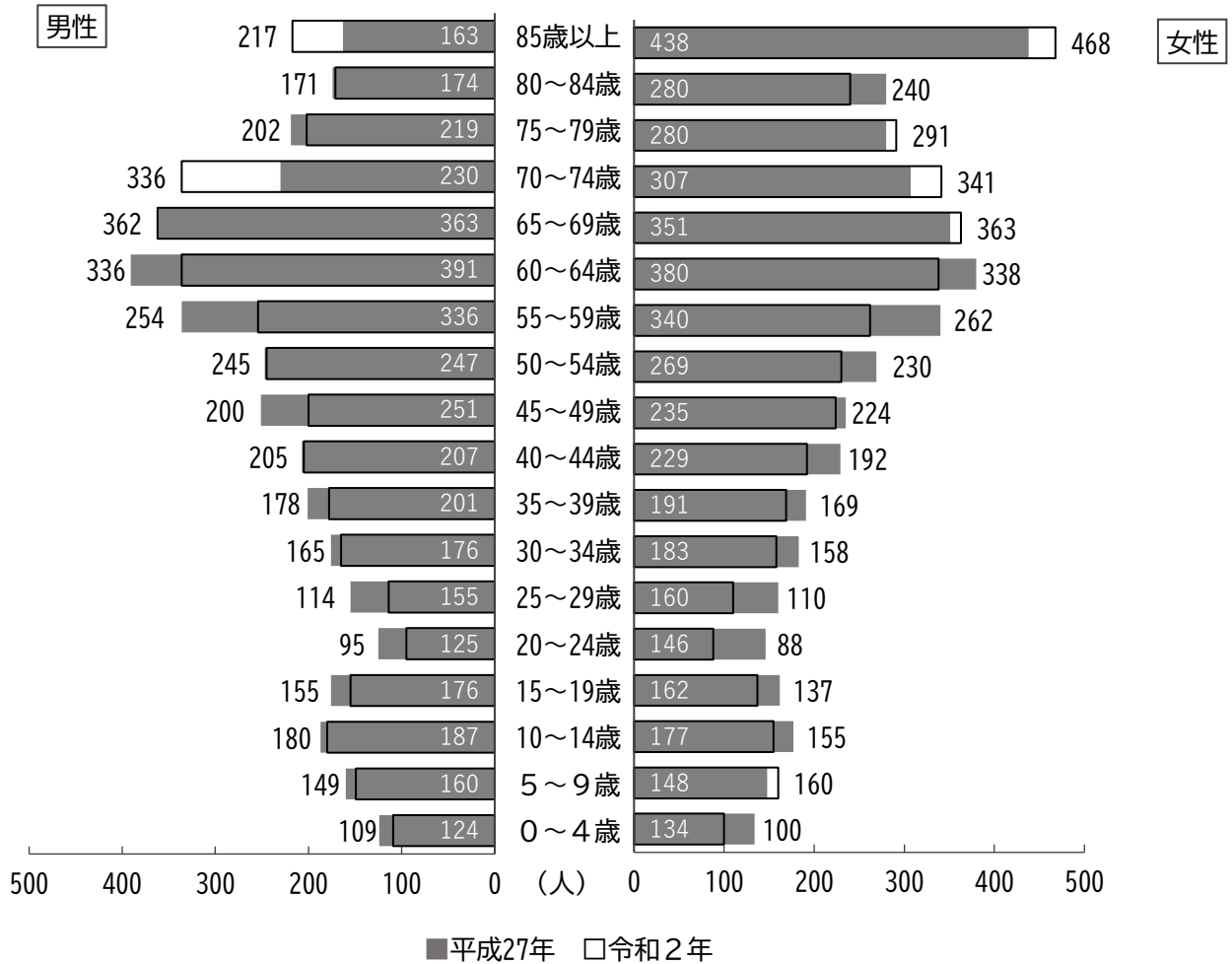
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

(3) 人口構造

平成27年、令和2年の5歳階級別の人口構造の比較をみると、男性、女性ともに60～64歳以下の多くの年齢層で減少している一方、70～74歳、85歳以上は男性、女性ともに増加しています。

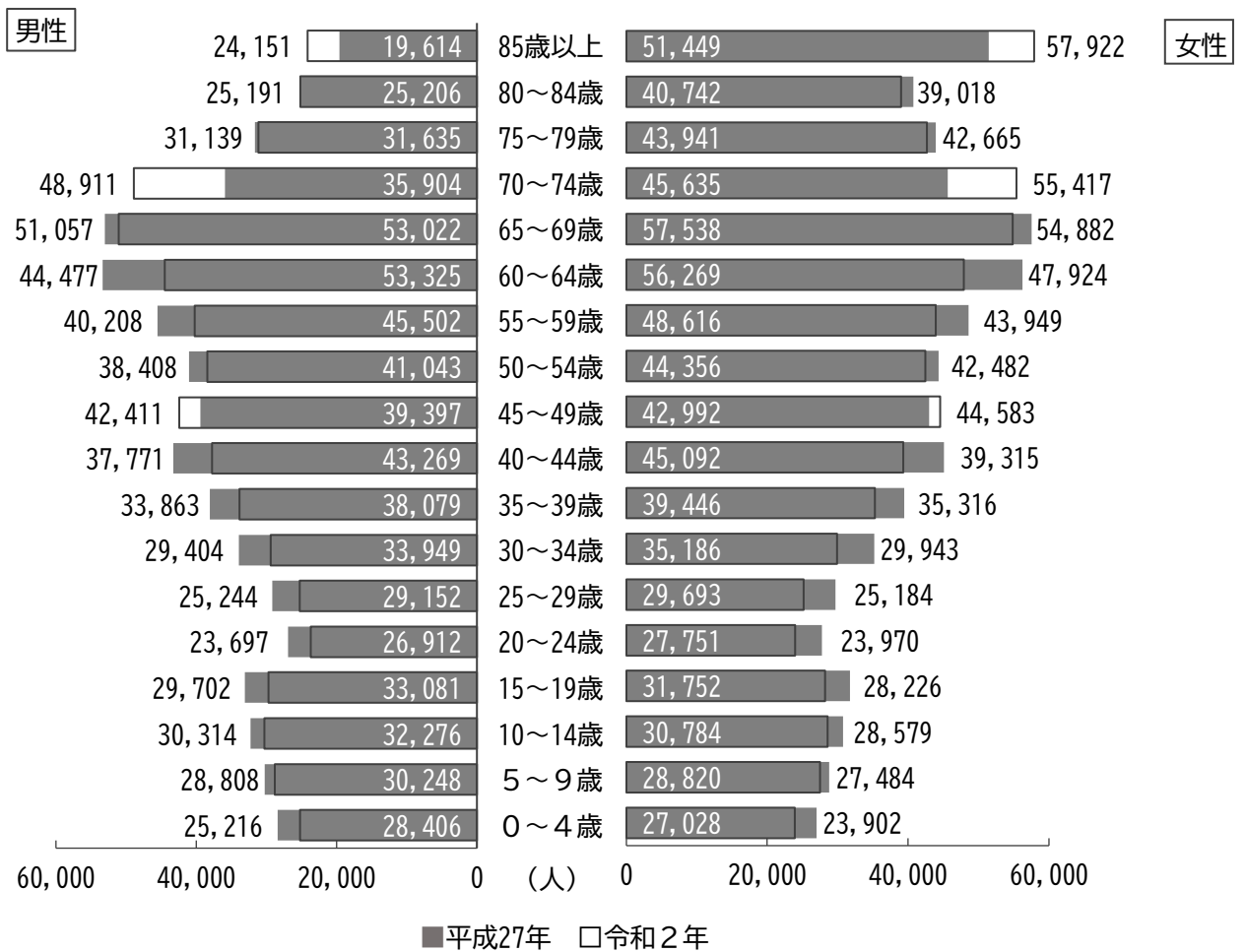
長崎県と比較すると、ピラミッドはほぼ同じ形状となっています。

■人口構造（東彼杵町）



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

■人口構造（長崎県）

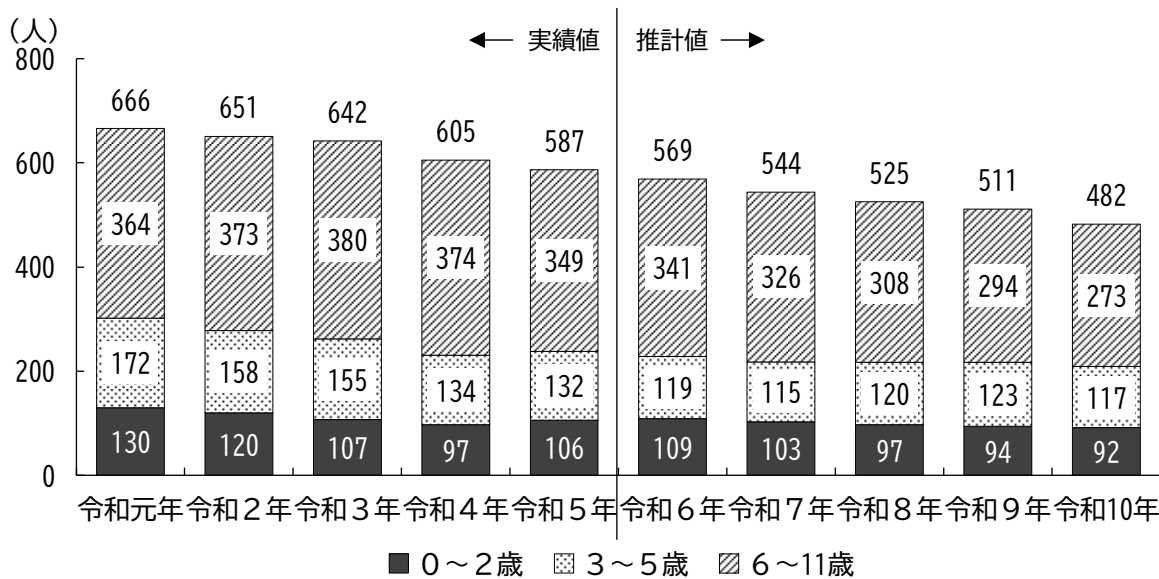


資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

（４）児童人口の推移

児童人口（０～１１歳人口）の推移をみると、令和元年以降、０～１１歳の合計は減少傾向で、令和５年までの５年間で７９人の減少となっており、今後も減少傾向が見込まれます。一方、前年対比の増減率をみると、令和４年／令和５年比は、０～２歳人口がプラス９.３％、３～５歳人口がマイナス１.５％、６～１１歳人口がマイナス６.７％となっており、児童人口の合計は、マイナス３.０％となっています。

■児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
実数（人）	０～２歳	130	120	107	97	106
	３～５歳	172	158	155	134	132
	６～１１歳	364	373	380	374	349
	計	666	651	642	605	587
増減率 （前年対比） （％）	０～２歳	—	-7.7	-10.8	-9.3	9.3
	３～５歳	—	-8.1	-1.9	-13.5	-1.5
	６～１１歳	—	2.5	1.9	-1.6	-6.7
	計	—	-2.3	-1.4	-5.8	-3.0
構成比 （％）	０～２歳	19.5	18.4	16.7	16.0	18.1
	３～５歳	25.8	24.3	24.1	22.1	22.5
	６～１１歳	54.7	57.3	59.2	61.8	59.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

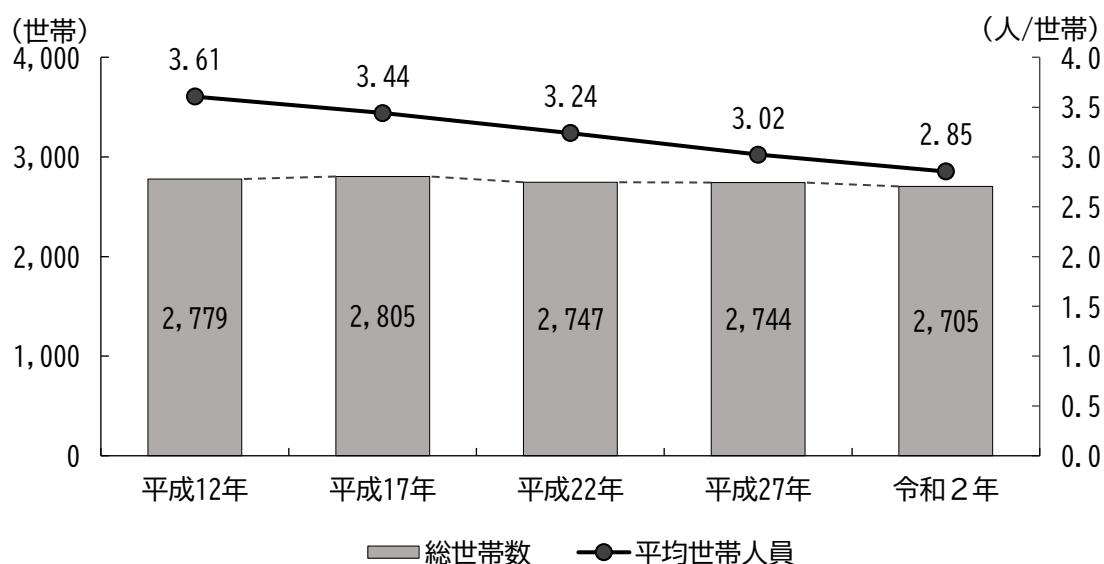
資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（５）総世帯数、平均世帯人員の推移

平成12年から令和2年までの総世帯数の推移をみると、平成17年に増加をしていますが、平成22年以降は減少に転じています。平均世帯人員は年々減少しており、令和2年には2.85人／世帯となっています。

長崎県と比較すると、令和2年の本町の平均世帯人員の値は県を0.5人／世帯、上回っています。

■総世帯数、平均世帯人員の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	長崎県 (令和2年)
総世帯数 (世帯)	2,779	2,805	2,747	2,744	2,705	558,230
人口(人)	10,026	9,657	8,903	8,298	7,721	1,312,317
平均世帯人員 (人/世帯)	3.61	3.44	3.24	3.02	2.85	2.35

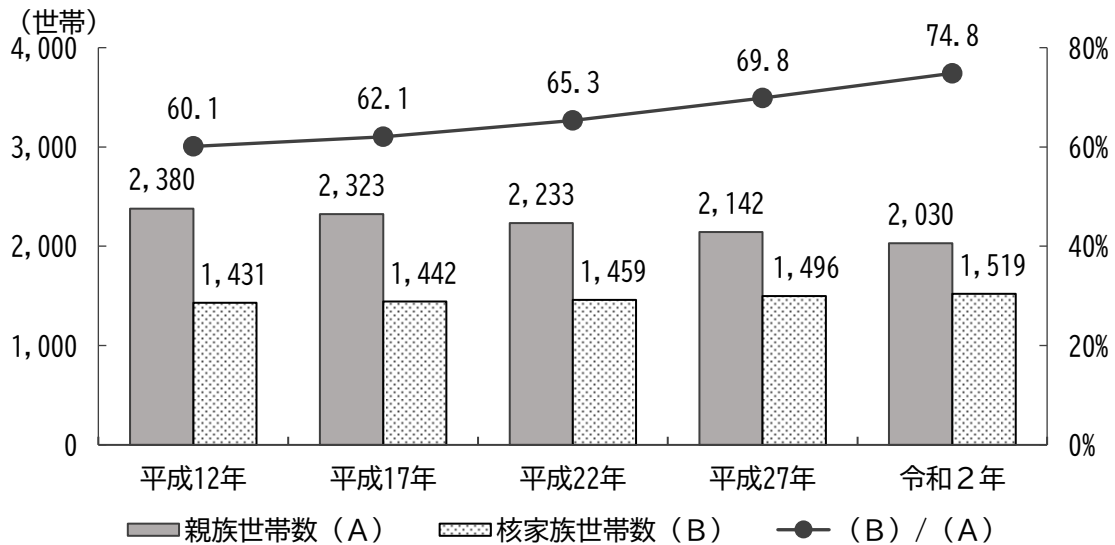
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

(6) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親族世帯は、平成12年から令和2年にかけて緩やかに減少しています。一方、核家族世帯は増加傾向にあります。親族世帯に対する核家族世帯の割合の推移をみると、年々増加し続けており、令和2年では74.8%となっています。

令和2年の本町の核家族世帯の割合を長崎県と比較すると、本町は県の割合を大きく下回っています。

■世帯構成の推移



資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	長崎県 (令和2年)
親族世帯数 (A) (世帯)	2,380	2,323	2,233	2,142	2,030	360,564
核家族世帯数 (B) (世帯)	1,431	1,442	1,459	1,496	1,519	313,876
一般世帯数 (世帯)	2,767	2,789	2,733	2,725	2,687	556,130
(B) / (A) (%)	60.1	62.1	65.3	69.8	74.8	87.1

資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のことです。

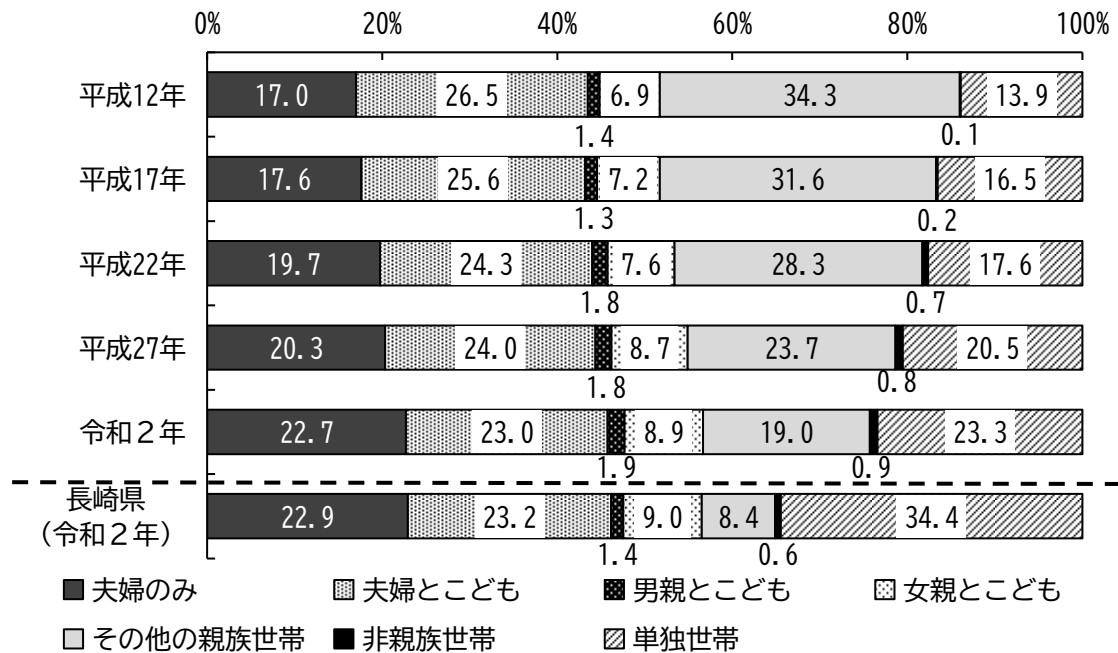
核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦とこどもから成る世帯、男親とこどもから成る世帯、女親とこどもから成る世帯のことです。

(7) 家族構成の推移

家族構成の推移をみると、「夫婦のみ」、「単独世帯」の割合が増加傾向にある一方、「夫婦とこども」、「その他の親族世帯」は減少傾向となっています。

長崎県と比較すると、令和2年の家族構成は、長崎県より「その他の親族世帯」が高く、「単独世帯」は低くなっています。

■家族構成の推移



資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	長崎県 (令和2年)
夫婦のみ(世帯)	470	491	539	554	609	127,381
夫婦とこども(世帯)	733	714	663	654	618	129,115
男親とこども(世帯)	38	37	48	50	52	7,573
女親とこども(世帯)	190	200	209	238	240	49,807
その他の親族世帯 (世帯)	949	881	774	646	511	46,688
非親族世帯(世帯)	3	5	18	23	24	3,493
単独世帯(世帯)	384	461	482	559	627	191,470
一般世帯数計(世帯)	2,767	2,789	2,733	2,725	2,687	556,130

※計は世帯の家族類型「不詳」を含む

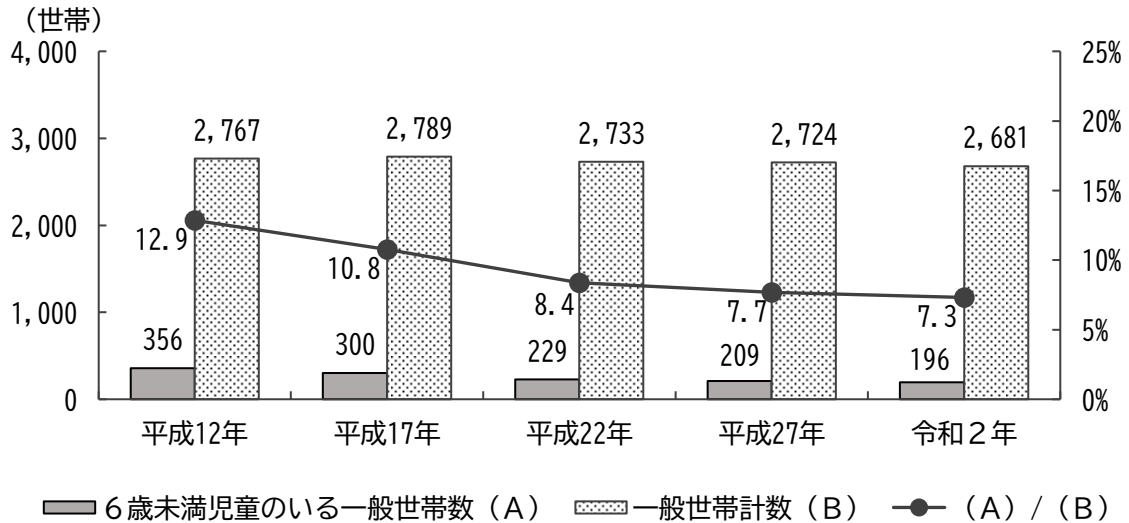
資料：「国勢調査」(各年10月1日現在)

(8) 一般世帯における6歳未満の児童のいる世帯の推移

6歳未満児童のいる一般世帯数の推移をみると、減少傾向となっており、一般世帯に占める6歳未満児童のいる世帯の割合も減少傾向となっています。

長崎県と比較すると、令和2年の一般世帯に占める6歳未満児童のいる世帯の割合は、長崎県を下回っています。

■一般世帯における6歳未満の児童のいる世帯の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	長崎県 (令和2年)
6歳未満児童のいる一般世帯数 (A) (世帯)	356	300	229	209	196	43,967
一般世帯計数 (B) (世帯)	2,767	2,789	2,733	2,724	2,681	556,130
(A) / (B) (%)	12.9	10.8	8.4	7.7	7.3	7.9

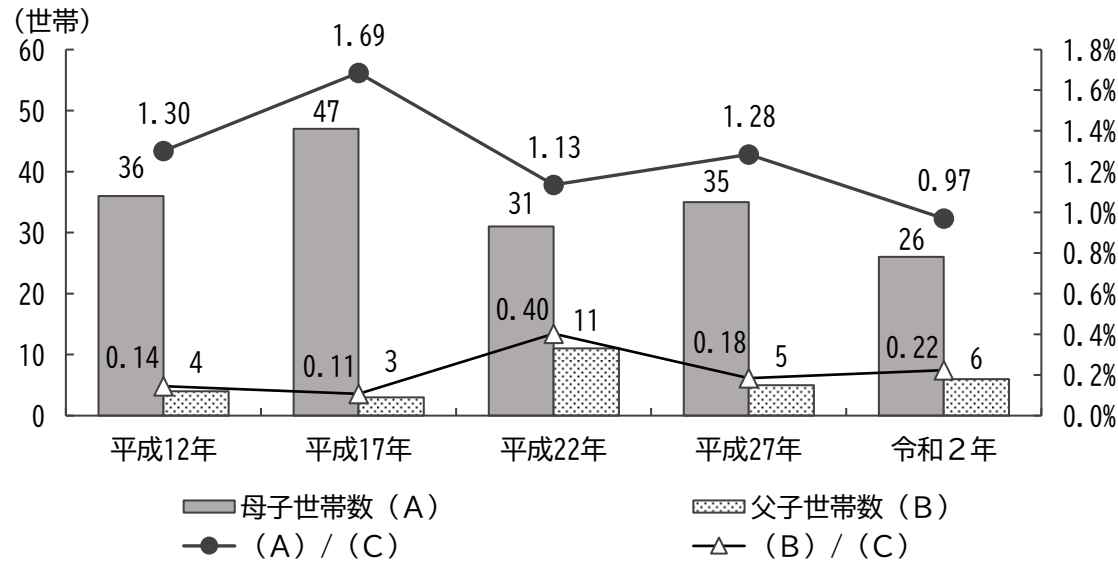
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

（９）ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は平成12年以降、増減を繰り返しながらも緩やかに減少しています。父子世帯は平成27年に減少しましたが、令和2年にはやや増加しています。

令和2年の一般世帯に占める母子世帯・父子世帯の割合を長崎県と比較すると、父子世帯は長崎県を上回っていますが、母子世帯は長崎県を下回っています。

■ひとり親世帯の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	長崎県 (令和2年)
母子世帯数 (A) (世帯)	36	47	31	35	26	8,678
父子世帯数 (B) (世帯)	4	3	11	5	6	831
一般世帯数計 (C) (世帯)	2,767	2,789	2,733	2,725	2,681	556,130
(A) / (C) (%)	1.30	1.69	1.13	1.28	0.97	1.56
(B) / (C) (%)	0.14	0.11	0.40	0.18	0.22	0.15

資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

2 人口動態・就労の状況

(1) 人口動態の推移

人口動態の推移をみると、自然増減ではいずれの年も死亡が出生を上回り、社会増減は、各年とも転出が転入を上回っているために、本町の人口は減少傾向にあります。

■人口動態の推移

	人口増減	自然増減		社会増減		その他の増減	
		出生	死亡	転入	転出	増加	減少
平成30年 (人)	-158	41	137	221	284	2	1
令和元年 (人)	-133	35	126	252	293	3	4
令和2年 (人)	-118	30	120	232	260	3	3
令和3年 (人)	-81	37	102	213	228	2	3
令和4年 (人)	-95	33	129	266	274	9	0

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(2) 昼夜間人口比率の動向

昼夜間人口比率は95.8%となっており、町外への流出超過となっています。

■昼夜間人口比率

	昼間人口(人)	常住人口(人)	昼夜間人口比(%)
東彼杵町	7,394	7,721	95.8
長崎県	1,308,945	1,312,317	99.7

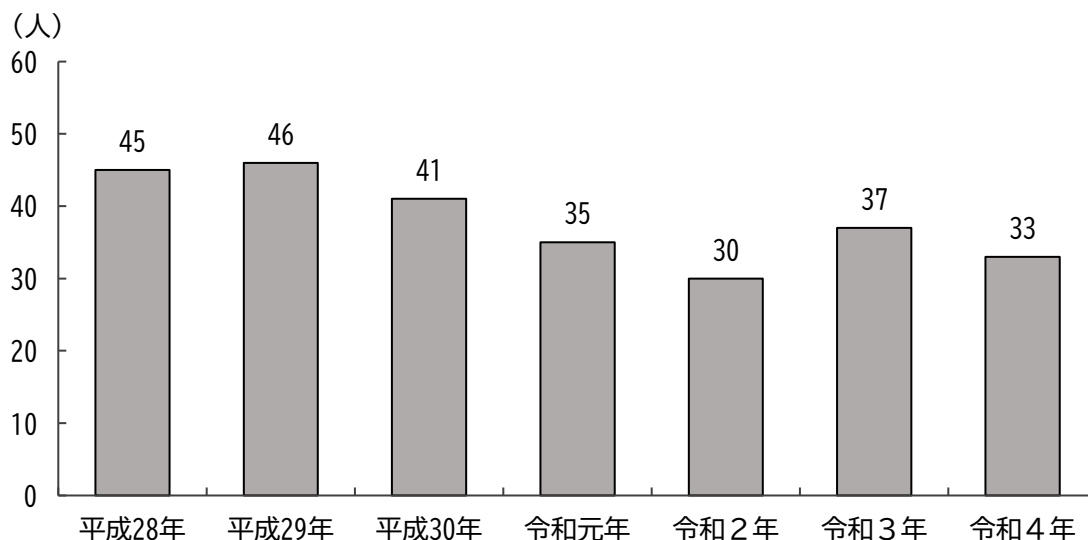
資料：「令和2年国勢調査」(10月1日現在)

(3) 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら令和元年以降は30人台で推移しています。令和4年の出生数は33人となっています。

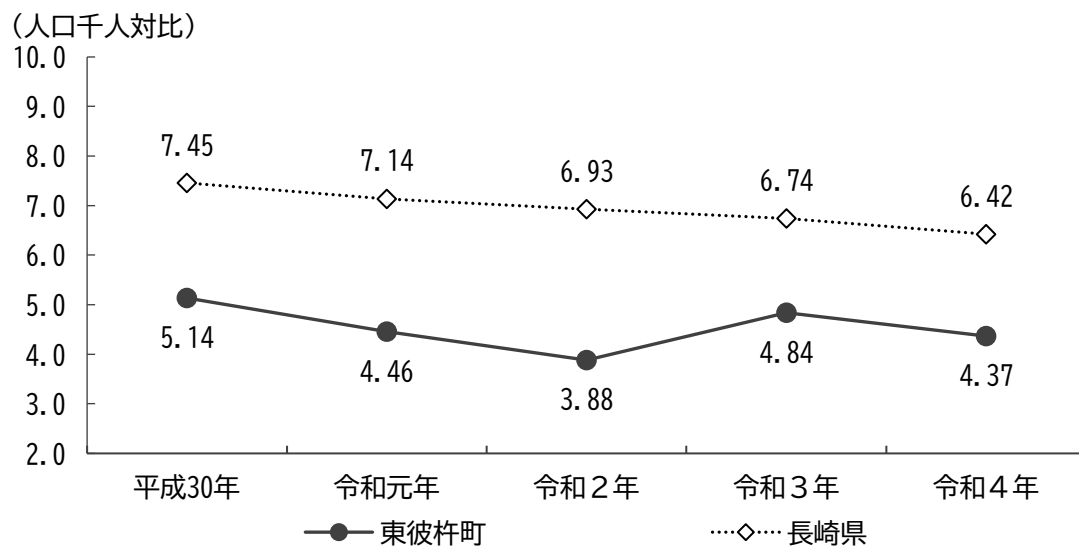
出生率の推移を長崎県と比較すると、平成30年以降、いずれの年も長崎県の値を下回っています。

■出生数の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

■出生率の推移



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

■出生数・出生率の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
東彼杵町	出生数(人)	41	35	30	37	33
	出生率 (人口千人対比)	5.14	4.46	3.88	4.84	4.37
	人口(人)	7,983	7,850	7,732	7,651	7,556
長崎県	出生数(人)	10,178	9,638	9,252	8,898	8,389
	出生率 (人口千人対比)	7.45	7.14	6.93	6.74	6.42
	人口(人)	1,365,391	1,350,769	1,336,023	1,320,055	1,306,060

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、令和元年から令和2年は減少していましたが、令和3年には0.35ポイント増加し、1.42となっており、全国を上回る値を示しています。

■合計特殊出生率の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
東彼杵町	1.36	1.07	1.42
長崎県	1.66	1.61	1.60
全国	1.36	1.33	1.30

※合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ、英：total fertility rate、TFR）とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに生むこどもの数の平均を示す。

資料：衛生統計年報

（５）未婚率の動向

令和２年の性別年代別未婚率（15～49歳）をみると、15歳以上総数の男性は28.3%、女性は18.1%で、男性の方が高くなっています。年代別にみると、男性の25～29歳で約８割、30～34歳で５割超が未婚であり、女性は、25～29歳で７割超、30～34歳で３割超が未婚となっています。

長崎県と比較すると、全ての年齢層で長崎県の値を上回っており、特に女性の25～29歳の層が県の値を大きく上回っています。

■性別年代別未婚率（15～49歳）

	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	長崎県未婚率	総数	未婚実数	未婚率	長崎県未婚率
15歳以上総数 (人、%)	3,235	917	28.3	28.0	3,611	655	18.1	21.2
15～19歳 (人、%)	155	155	100.0	99.4	137	137	100.0	99.4
20～24歳 (人、%)	95	86	90.5	89.0	88	78	88.6	87.6
25～29歳 (人、%)	114	88	77.2	64.3	110	81	73.6	56.6
30～34歳 (人、%)	165	88	53.3	41.7	158	55	34.8	33.0
35～39歳 (人、%)	178	79	44.4	31.6	169	47	27.8	24.0
40～44歳 (人、%)	205	66	32.2	27.1	192	47	24.5	20.7
45～49歳 (人、%)	200	68	34.0	25.0	224	51	22.8	19.2

資料：「令和２年国勢調査」（10月１日現在）

（６）婚姻件数、離婚件数の推移

本町の婚姻件数は全体的には減少傾向となっており、令和４年は８組となっています。離婚件数は増減を繰り返して推移しています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

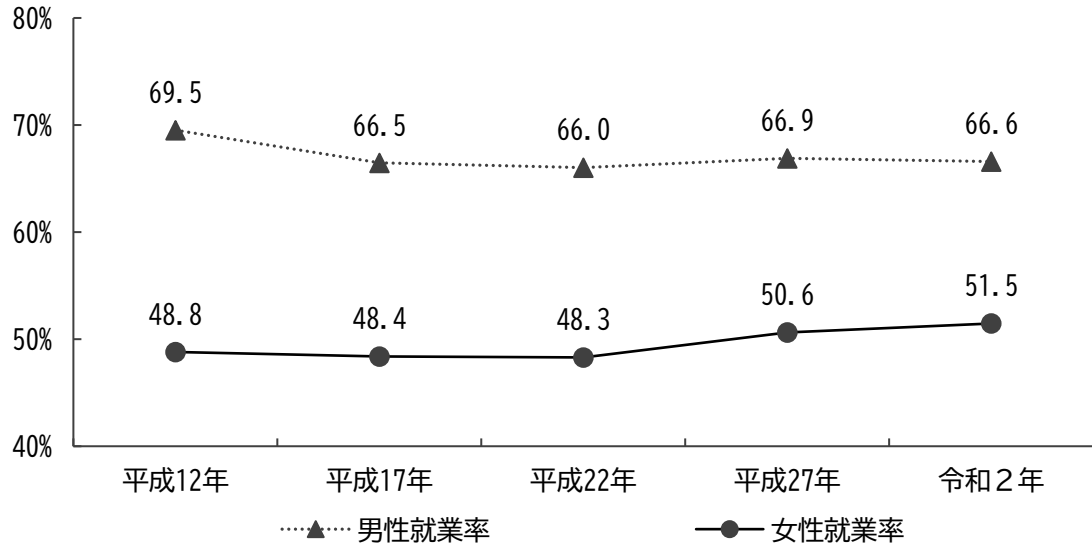
		平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
東彼杵町	婚姻件数 (組)	22	21	23	16	8
	離婚件数 (組)	4	10	2	7	6
長崎県	婚姻件数 (組)	5,394	5,472	4,900	4,704	4,410
	離婚件数 (組)	2,050	2,126	1,976	1,825	1,751

資料：厚生労働省「人口動態調査」

(7) 男女別就業率の推移

男女別就業率の推移をみると、男性は60%台、女性は50%前後で推移しています。
長崎県と比較すると、令和2年の就業率は、男性、女性ともに長崎県を上回っています。

■男女別就業率の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	長崎県 (令和2年)
就業率 (%)	男性	69.5	66.5	66.0	66.9	66.6	62.3
	女性	48.8	48.4	48.3	50.6	51.5	47.5
就業者数 (人)	男性	2,675	2,565	2,390	2,283	2,154	327,395
	女性	2,219	2,169	2,053	2,000	1,859	290,312
15歳以上 人口(人)	男性	3,848	3,860	3,621	3,414	3,235	525,634
	女性	4,548	4,483	4,252	3,951	3,611	610,796

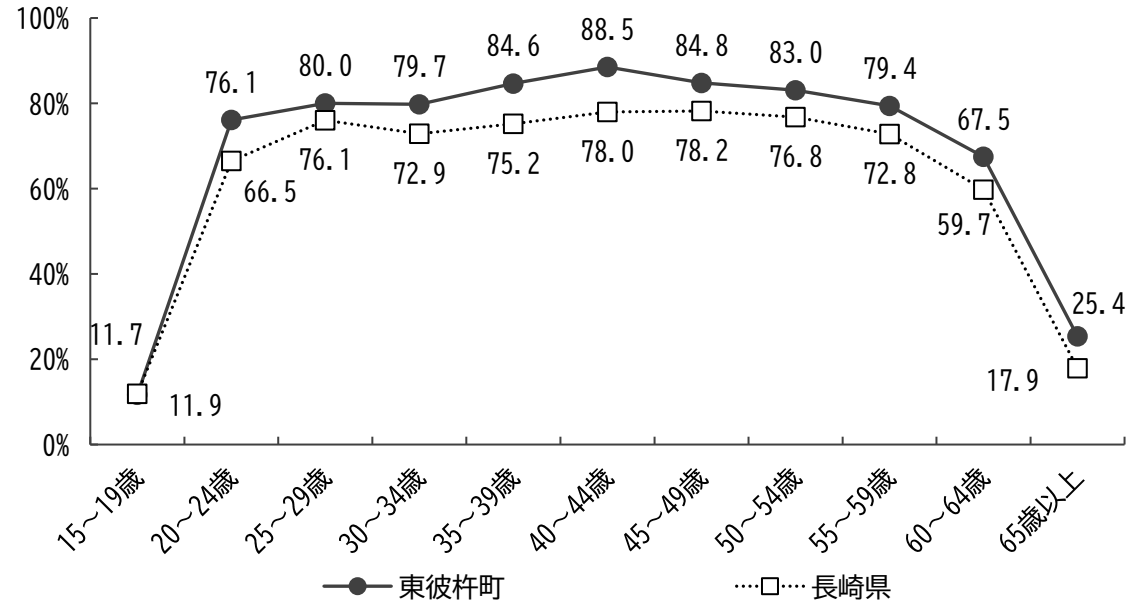
資料：「国勢調査」（各年10月1日現在）

(8) 女性の年齢別就業率

令和2年の女性の年齢別就業率をみると、25歳から29歳、35歳から54歳までの層で8割を超えています。

長崎県と比較すると、20歳から65歳以上の層で長崎県を上回っています。

■女性の年齢別就業率



資料：「令和2年国勢調査」（10月1日現在）

就業 者数		15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65 歳 以上
実数 (人)	東 彼 杵 町	16	67	88	126	143	170	190	191	208	228	432
	長 崎 県	3,362	15,948	19,156	21,817	26,552	30,651	34,863	32,630	31,994	28,627	44,712
構成 比 (%)	東 彼 杵 町	11.7	76.1	80.0	79.7	84.6	88.5	84.8	83.0	79.4	67.5	25.4
	長 崎 県	11.9	66.5	76.1	72.9	75.2	78.0	78.2	76.8	72.8	59.7	17.9

資料：「令和2年国勢調査」（10月1日現在）

3 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設の状況

① 利用児童数の推移

令和5年3月末における認定こども園利用児童数は212人となっており、令和2年以降減少傾向にあります。なお、就学前児童数は増減を繰り返して推移しています。

■利用児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
認可保育所(人)	0	0	0	0	0
幼稚園(人)	0	0	0	0	0
認定こども園 (人)	259 (137)	244 (140)	217 (130)	212 (135)	200 (120)
就学前児童数 (人)	261	232	238	235	240

※各年度3月末現在

※1) 町内施設の利用者数

※2) 入所児童数の()内数値は広域受入れ分

② 認可保育所の利用状況

町内にありません。

③ 幼稚園の利用状況

町内にありません。

④ 認定こども園の利用状況

令和5年3月末現在の町内の認定こども園在園児童数は212人となっており、令和5年度は定員を減らしています。

■認定こども園の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
施設数(か所)	3	3	3	3	3
対象児童(年齢)	0～5歳児				
定員(人)	385	385	385	355	355
在園児童数(人)	259 (137)	244 (140)	217 (130)	212 (135)	200 (120)

※各年度3月末現在

※1) 町内施設の利用者数

※2) 入所児童数の()内数値は広域受入れ分

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況**① 時間外保育事業（延長保育事業）**

実利用人数は令和2年度をピークに減少しており、令和5年度は76人となっています。

■時間外保育事業（延長保育事業）利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実利用人数(人)	159	155	103	135	100

※各年度3月末現在

※1) 保育標準時間のこどもの延長保育事業の利用人数

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

実利用人数は増減を繰り返して推移しており、令和5年度は109人となっています。開設場所は2か所となっています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
開設か所数(か所)	2(3)	2(3)	2(3)	2(3)	2(3)
実利用人数(人)	116	103	105	109	105

※各年度3月末現在

※1) () 内数値は、支援数

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

延べ利用人数は年度により変動していますが、令和5年度の延べ利用人数は1人となっています。

■子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用人数(人日)	1	0	0	1	1

※各年度3月末現在

④ 地域子育て支援拠点事業

年間延べ利用人数は令和3年度に減少していましたが、その後、増加傾向に転じており、令和5年度は2,555人となっています。

■地域子育て支援拠点事業利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
年間延べ利用人数(人日)	1,574	1,378	1,676	2,555	2,500

※各年度3月末現在

⑤ 一時預かり事業（一般型）

延べ利用人数は年度により変動していますが、令和5年度は346人となっています。

■一時預かり事業（一般型）利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実施施設数（か所）	2	2	2	2	2
延べ利用人数（人）	320	160	490	346	300

※各年度3月末現在

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型）

延べ利用人数は年度により変動していますが、令和5年度は11,055人となっています。

■一時預かり事業（幼稚園型）利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
延べ利用人数（人）	10,868	11,093	10,758	11,055	10,000

※各年度3月末現在

⑦ 病児・病後児保育事業

病後児保育事業は令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度には88人となっています。

■病児・病後児保育事業利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
延べ利用人数（人日）	196	128	108	88	100

※各年度3月末現在

※1）実績は病後児保育事業の利用者数。病児保育事業は町内に実施施設がないため実績なし。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

現在、本町では事業を実施していません。

⑨ 妊婦、乳幼児健康診査

妊婦、乳幼児健康診査については、下記健診が実施されており、受診率は以下のとおりです。

■妊婦、乳幼児健康診査実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
妊婦健診(%) (1回目)		97.1	97.2	90.3	100	96.1
乳幼児一般 健診(%)	3～6か月 健診	72.2	68.4	86.8	81.3	77.2
	9～11か月 健診	47.2	55.3	79	65.6	61.8
	1歳6か月 健診	100	100	86.4	89.4	94
	2歳児健診	71.4	97.4	93.9	92.5	88.8
	3歳児健診	93.3	90.9	100	93.8	94.5
	5歳児健診	90.1	97.6	97.9	95.7	95.3

※各年度3月末現在

※1) 数値は母子保健実績報告書の受診率を記載。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

訪問人数は、20～30人台で推移しています。

■乳児家庭全戸訪問事業実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
訪問人数(人)	26	33	35	33	33

※各年度3月末現在

⑪ 養育支援訪問事業

現在、本町では事業を実施していません。

4 町民アンケート調査の結果概要

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

① 就学前児童のいる世帯

○調査対象：東彼杵町在住の就学前児童がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年2月3日～令和6年2月19日

○調査方法：郵送配布・回収、WEB回答

○配布・回収：

(単位：票、%)

配布数	回収数	回収率
193	89 (WEB入力 38)	46.1

② 小学生のいる世帯

○調査対象：東彼杵町在住の小学生がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年2月3日～令和6年2月19日

○調査方法：郵送配布・回収、WEB回答

○配布・回収：

(単位：票、%)

配布数	回収数	回収率
248	117 (WEB入力 52)	47.2

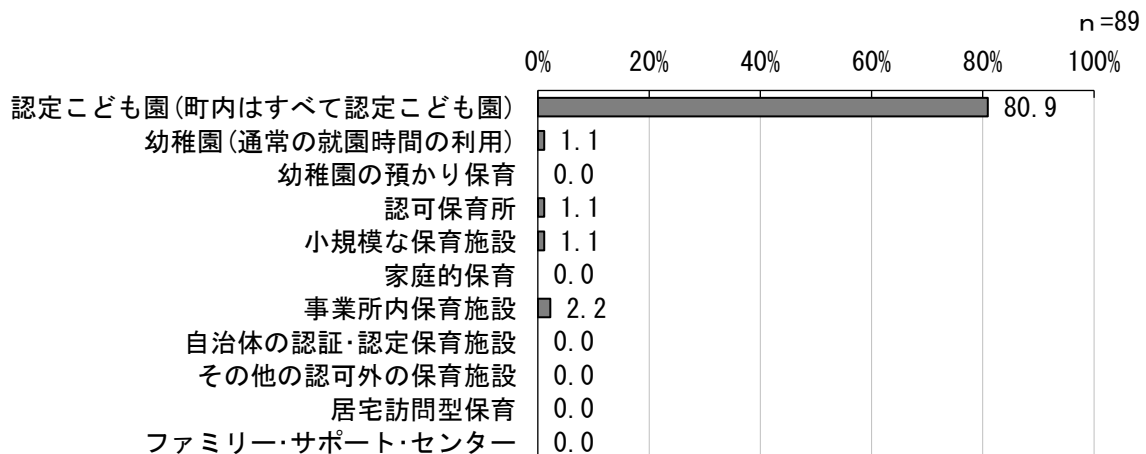
※百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

(2) 就学前児童の調査結果

① 「定期的な」教育・保育事業の利用について

○「定期的な」教育・保育事業の利用状況

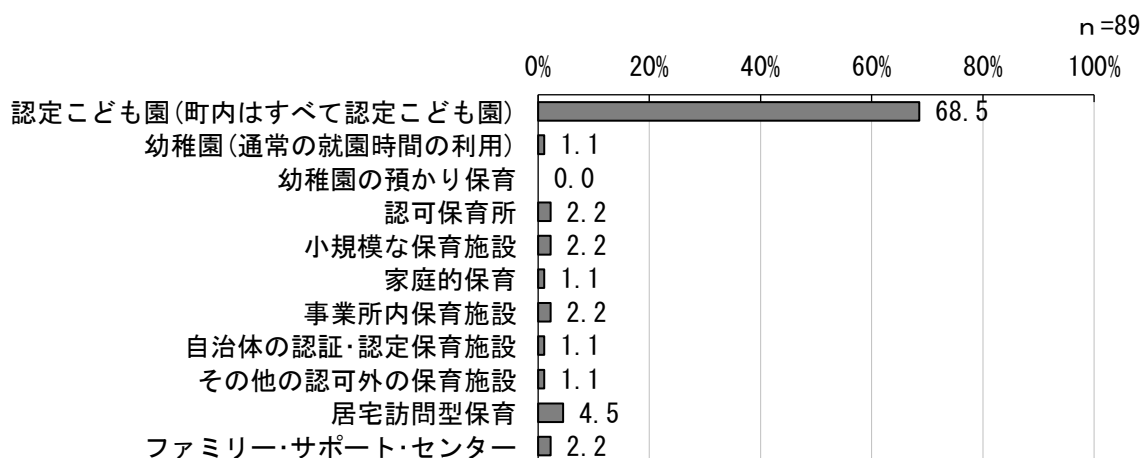
現在「定期的に」利用している教育・保育事業については、「認定こども園(町内はすべて認定こども園)」が80.9%と最も高く、大多数を占めています。



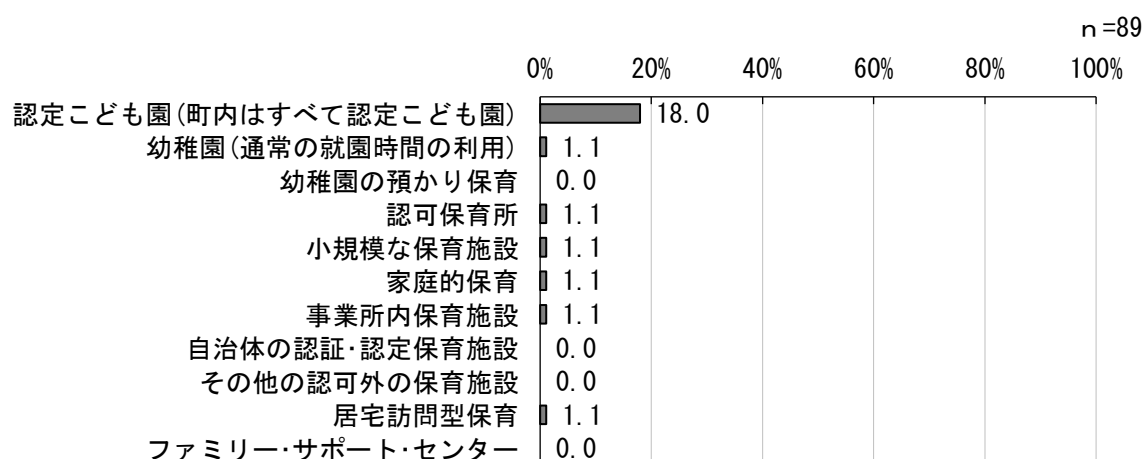
○今後、定期的に利用したい教育・保育事業

現在の利用有無にかかわらず、今後「平日」に定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園(町内はすべて認定こども園)」が68.5%と最も高くなっています。「お子さんの長期休暇期間中」も「認定こども園(町内はすべて認定こども園)」が18.0%と高く、「土曜日」も44.9%、「日曜・祝日」も9.0%で「認定こども園(町内はすべて認定こども園)」が最も高くなっています。

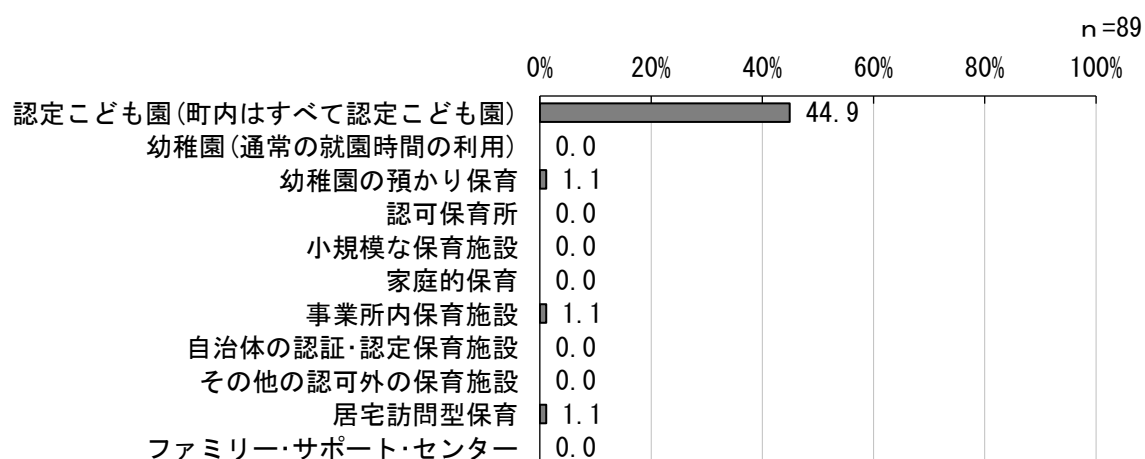
【平日】



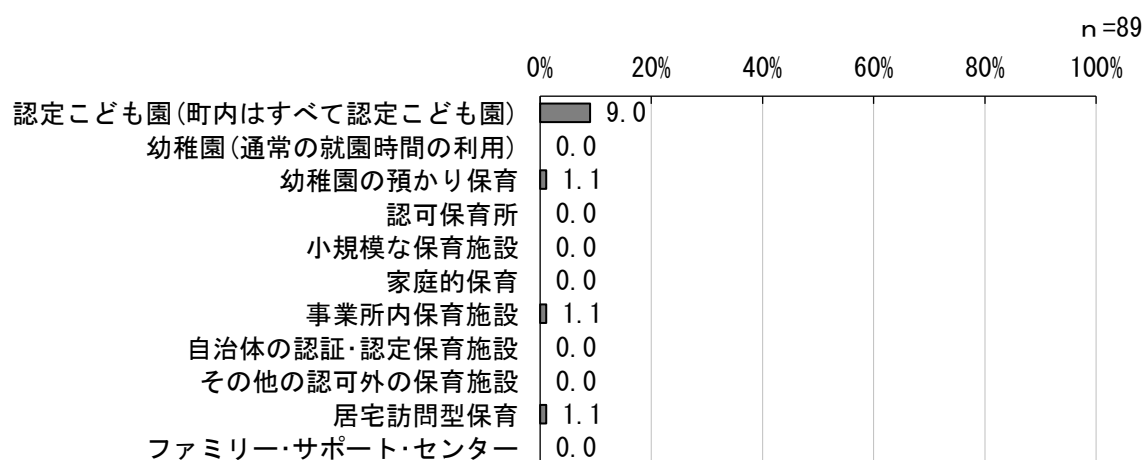
【お子さんの長期休暇期間中】



【土曜日】



【日曜・祝日】

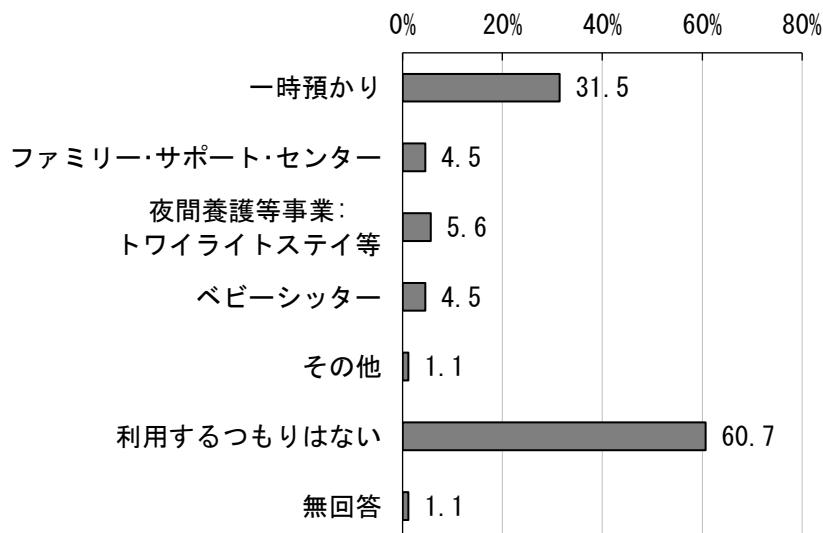


② 「不定期的」教育・保育事業の利用について

○今後、「不定期的に」利用したい一時預かり事業の有無

今後、「不定期的に」利用したい一時預かり事業の有無については、「利用するつもりはない」が60.7%と半数を超えており、次いで「一時預かり」が31.5%となっています。

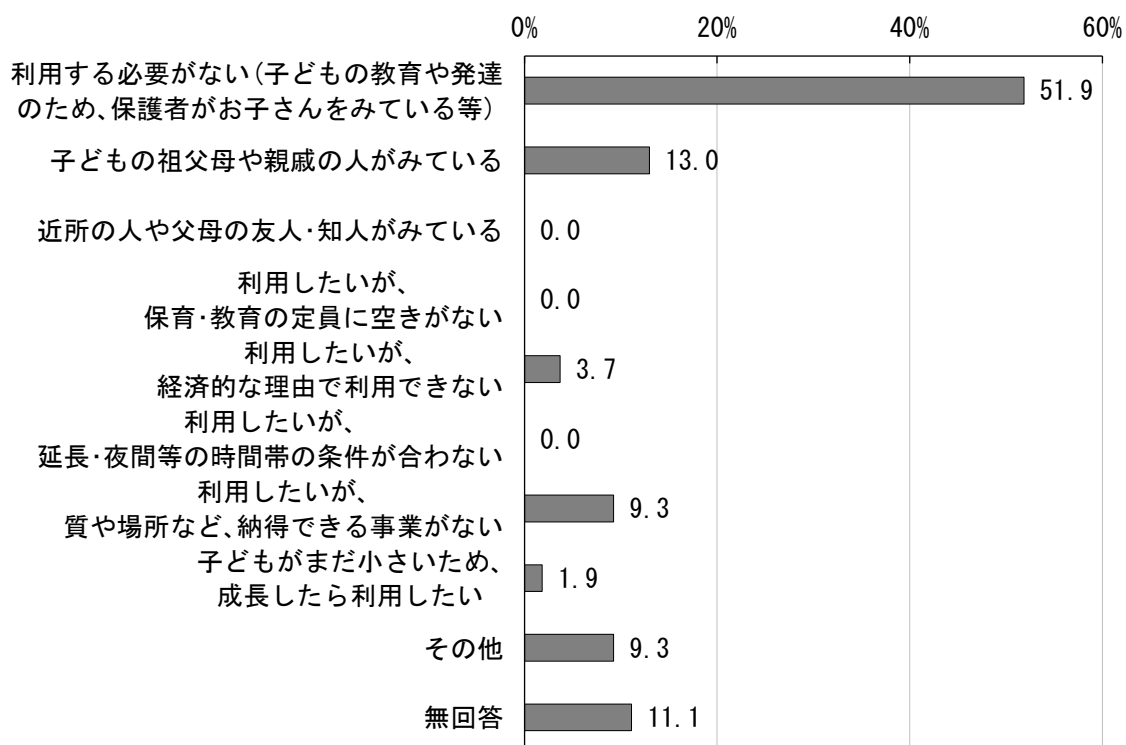
n=89



○一時預かり事業の利用を希望しない理由

一時預かり事業の利用を希望しない理由は、「利用する必要がない(子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等)」が51.9%と最も高く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が13.0%となっています。

n=54

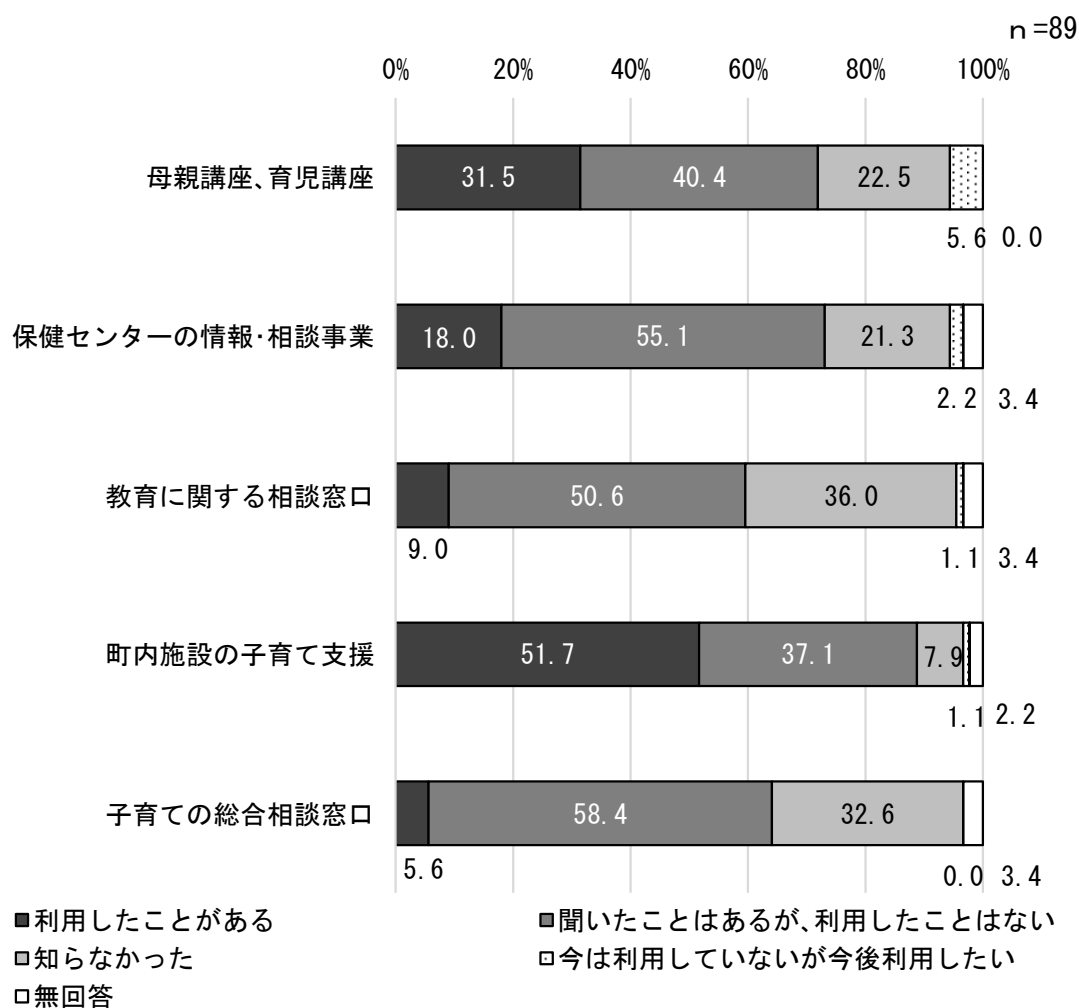


③ 地域の子育て支援事業の利用について

○地域の子育て支援事業の利用状況と利用意向

地域の子育て支援事業で「利用したことがある」ものとしては、「町内施設の子育て支援」が51.7%と最も高く、次いで「母親講座、育児講座」が31.5%となっています。

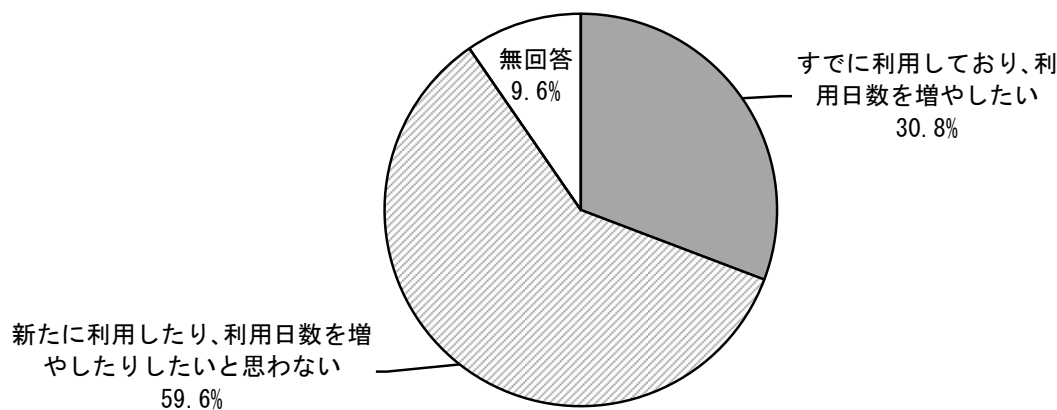
一方で、「聞いたことはあるが、利用したことはない」ものとしては、「子育ての総合相談窓口」が58.4%と最も高く、次いで「保健センターの情報・相談事業」が55.1%、「教育に関する相談窓口」が50.6%となっており、「知らなかったもの」としては、「教育に関する相談窓口」が36.0%と最も高く、次いで「子育ての総合相談窓口」が32.6%、「母親講座、育児講座」が22.5%となっています。



○地域の子育て支援事業の継続的な利用の意向

地域の子育て支援事業について今後利用を続けたいと思うかについては、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいと思わない」が59.6%と半数を超えており、「すでに利用しており、利用日数を増やしたい」は30.8%にとどまっています。

n=52

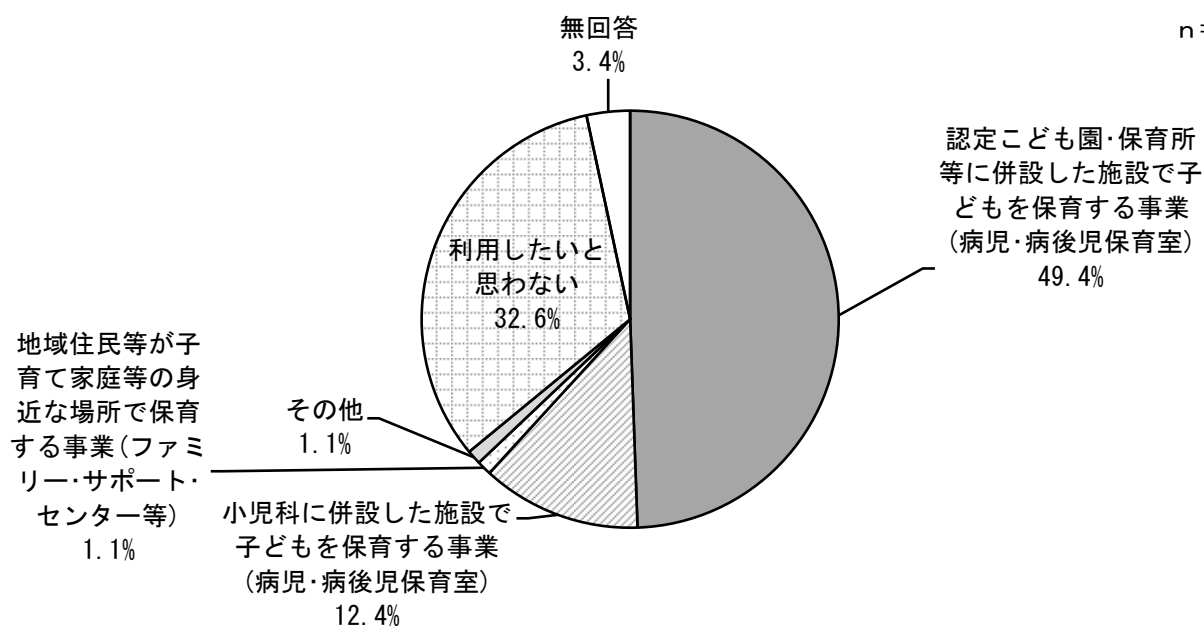


④ 子どもの病気の際の対応について

○子どもが病気やけがをした際に利用したい教育・保育事業の有無

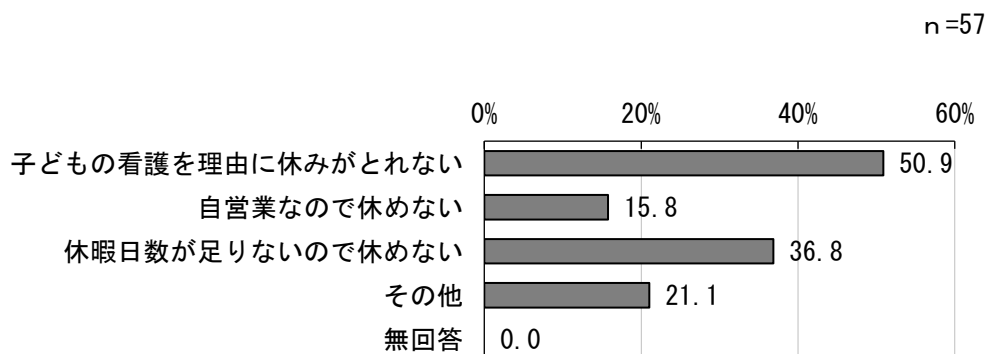
子どもが病気やけがをした際に利用したい教育・保育事業については、「認定こども園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業(病児・病後児保育室)」が49.4%と最も高く、次いで「利用したいと思わない」が32.6%、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業(病児・病後児保育室)」が12.4%となっています。

n=89



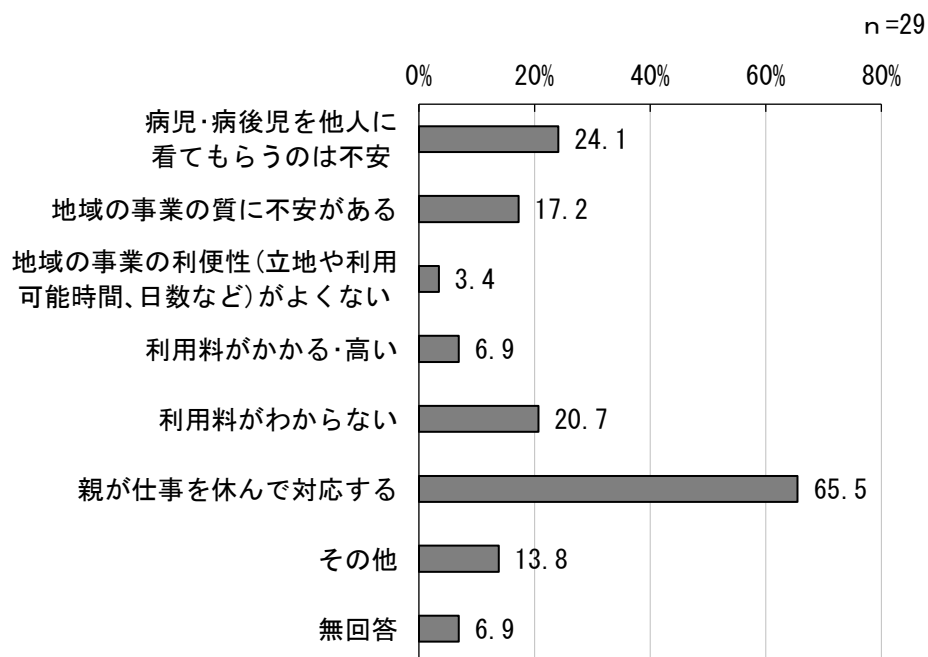
○子どもが病気やけがをした際に教育・保育事業の利用を希望する理由

子どもが病気やけがをした際に教育・保育事業の利用を希望する理由としては、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が50.9%と最も高く、次いで「休暇日数が足りないので休めない」が36.8%となっています。



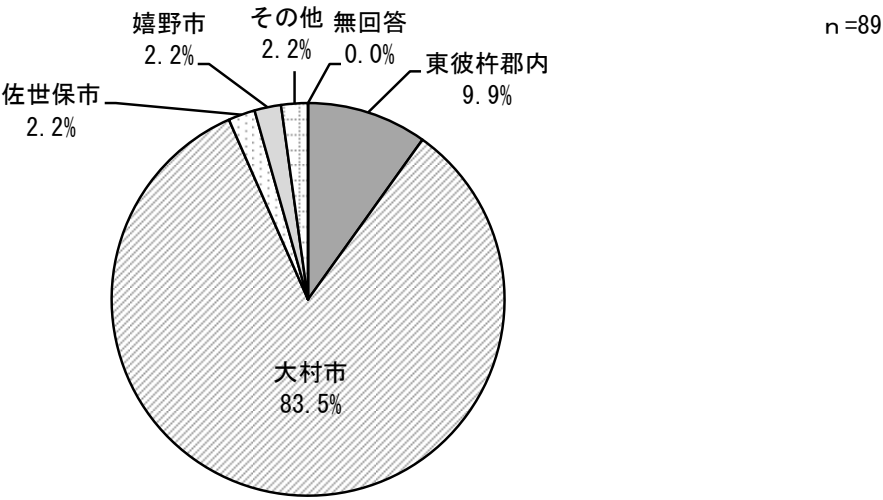
○子どもが病気やけがをした際に教育・保育事業を利用したいと思わない理由

子どもが病気やけがをした際に教育・保育事業の利用を利用したいと思わない理由としては、「親が仕事を休んで対応する」が65.5%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が24.1%となっています。



○利用している小児科がある地区

利用している小児科がある地区については、「大村市」が 83.5%と最も高く大多数を占めています。

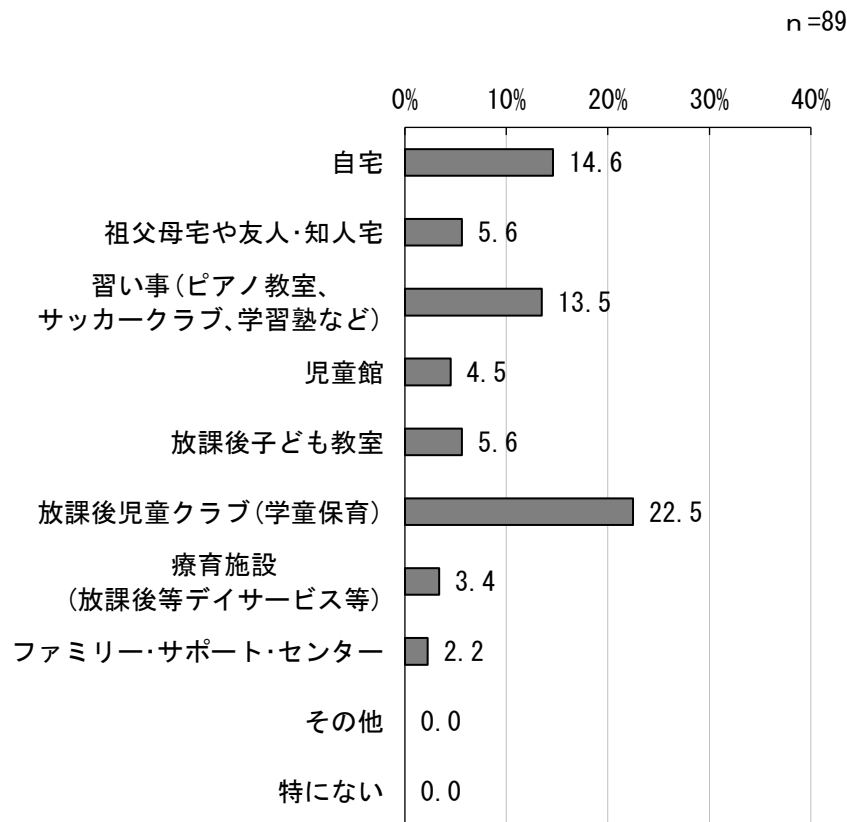


⑤ 小学校就学後の放課後や休日の過ごし方（子どもが5歳以上である方のみ）

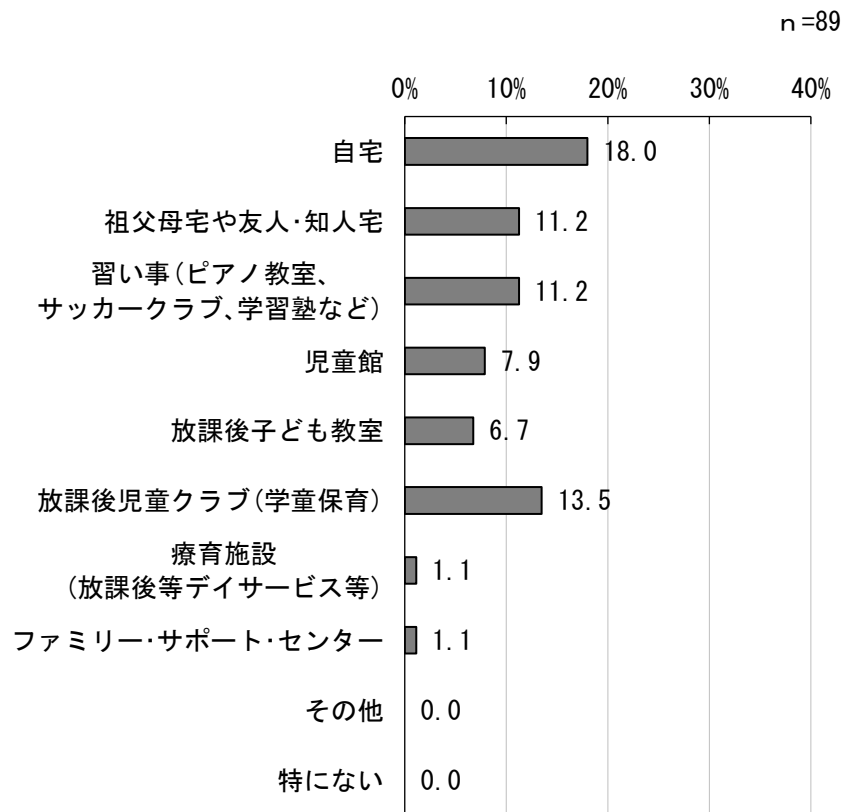
子どもが小学校低学年（1～3年生）の内、放課後の時間を過ごさせたい場所としては、「放課後児童クラブ（学童保育）」が22.5%と最も高く、次いで「自宅」が14.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が13.5%となっています。

また、土曜日は「自宅」が18.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が13.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」がそれぞれ11.2%となっています。日曜・祝日も「自宅」が28.1%と最も高く、次いで、「祖父母宅や友人・知人宅」が15.7%となっています。

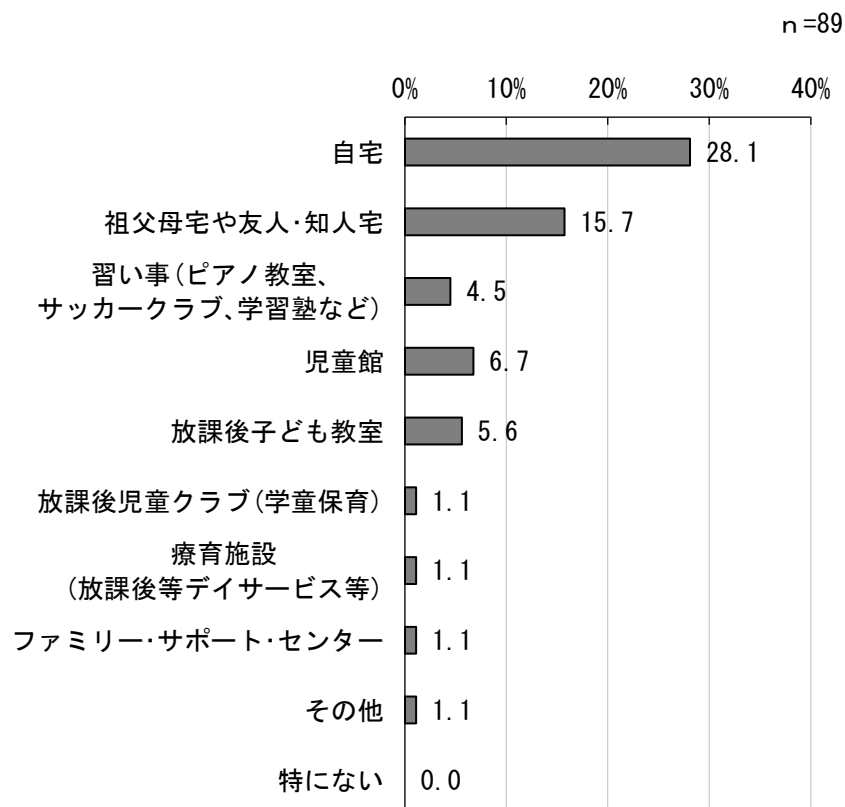
【放課後】



【土曜日】



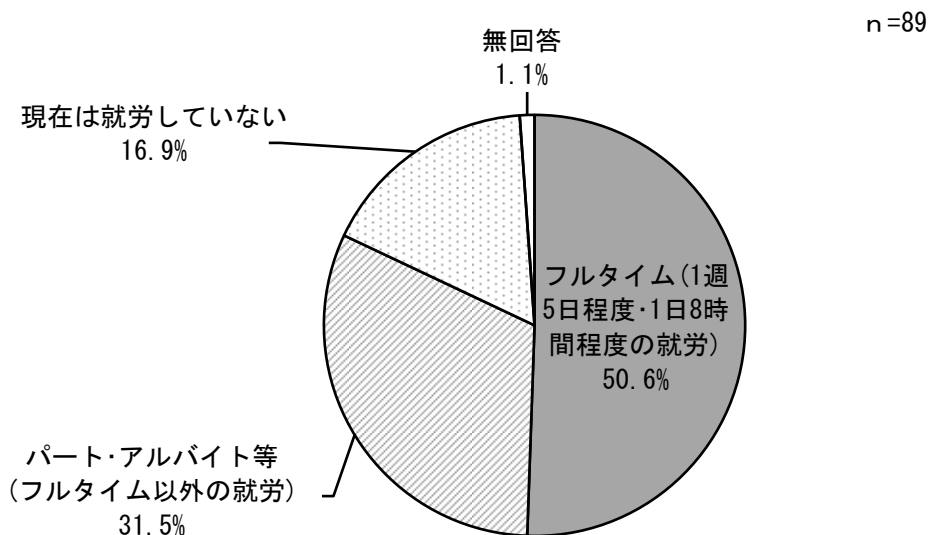
【日曜・祝日】



⑥ 保護者の就労状況について

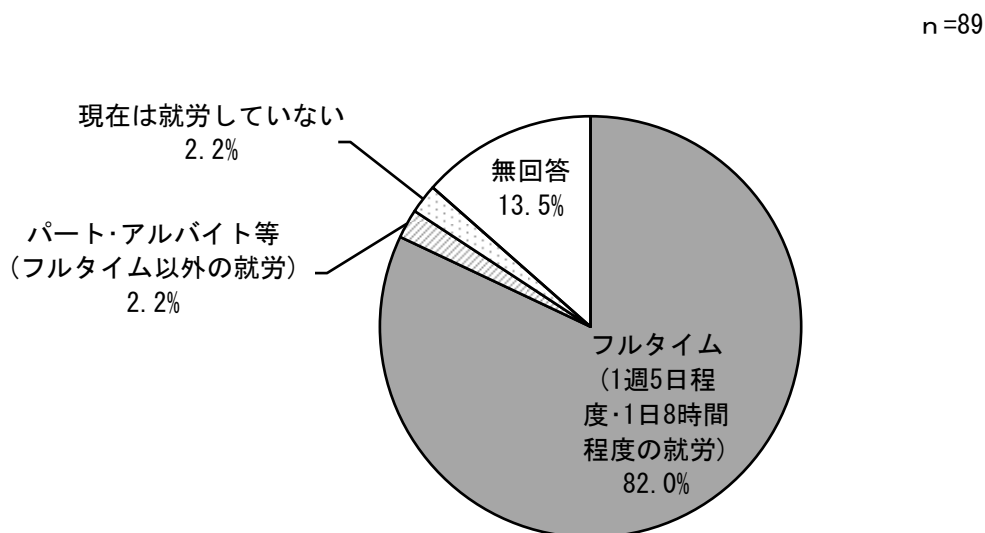
○母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が50.6%と最も高く過半数を占めています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が31.5%、「現在は就労していない」が16.9%となっています。



○父親の就労状況

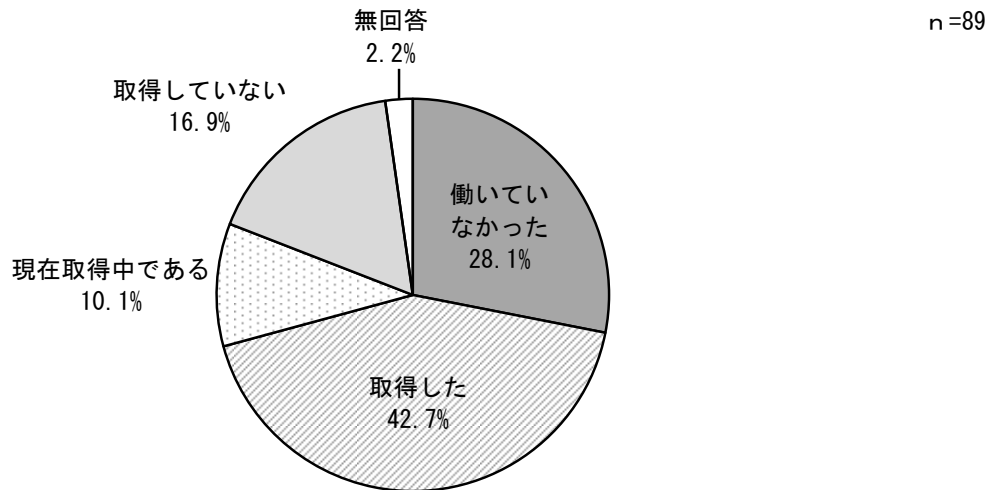
父親の就労状況は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が82.0%と最も高く大多数を占めています。



⑦ 育児休暇の取得について

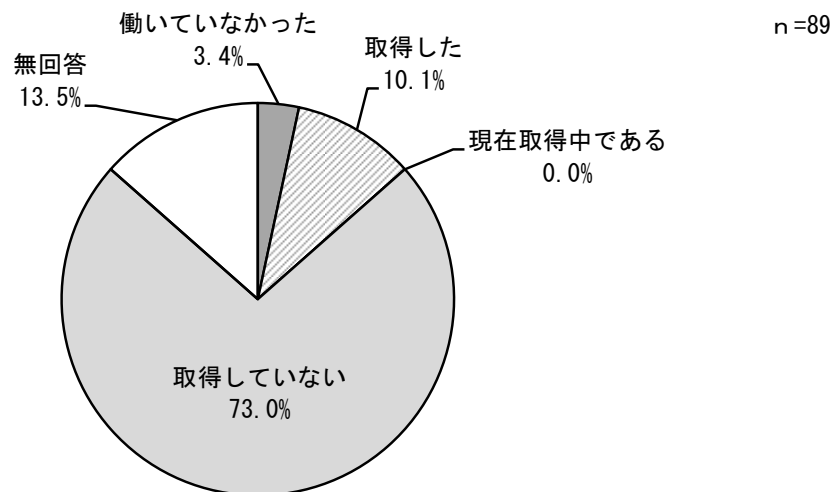
○母親の育児休暇の取得状況

子どもが生まれた時、母親が育児休業を取得したかについては、「取得した」が42.7%と高くなっており、次いで「働いていなかった」が28.1%、「取得していない」が16.9%、「現在取得中である」が10.1%となっています。



○父親の育児休暇の取得状況

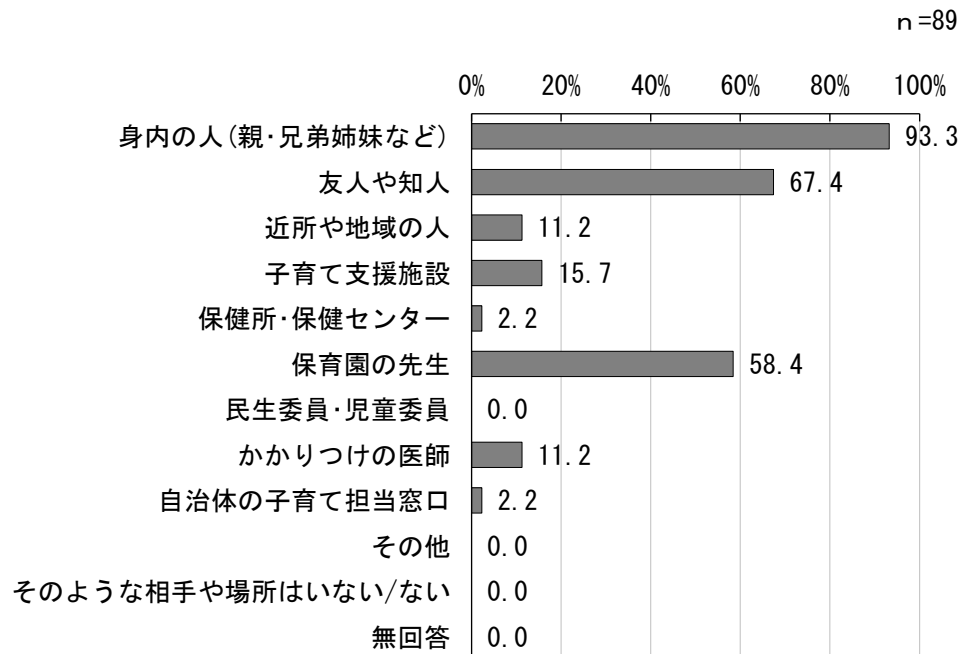
子どもが生まれた時、父親が育児休業を取得したかについては、「取得していない」が73.0%と最も高く大多数を占めています。次いで「取得した」が10.1%、「働いていなかった」が3.4%となっています。



⑧ 子どもの育ちを巡る環境について

○日頃子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手

日頃子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手については、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」が 93.3%と高く大多数を占めており、次いで「友人や知人」が 67.4%、「保育園の先生」が 58.4%となっています。

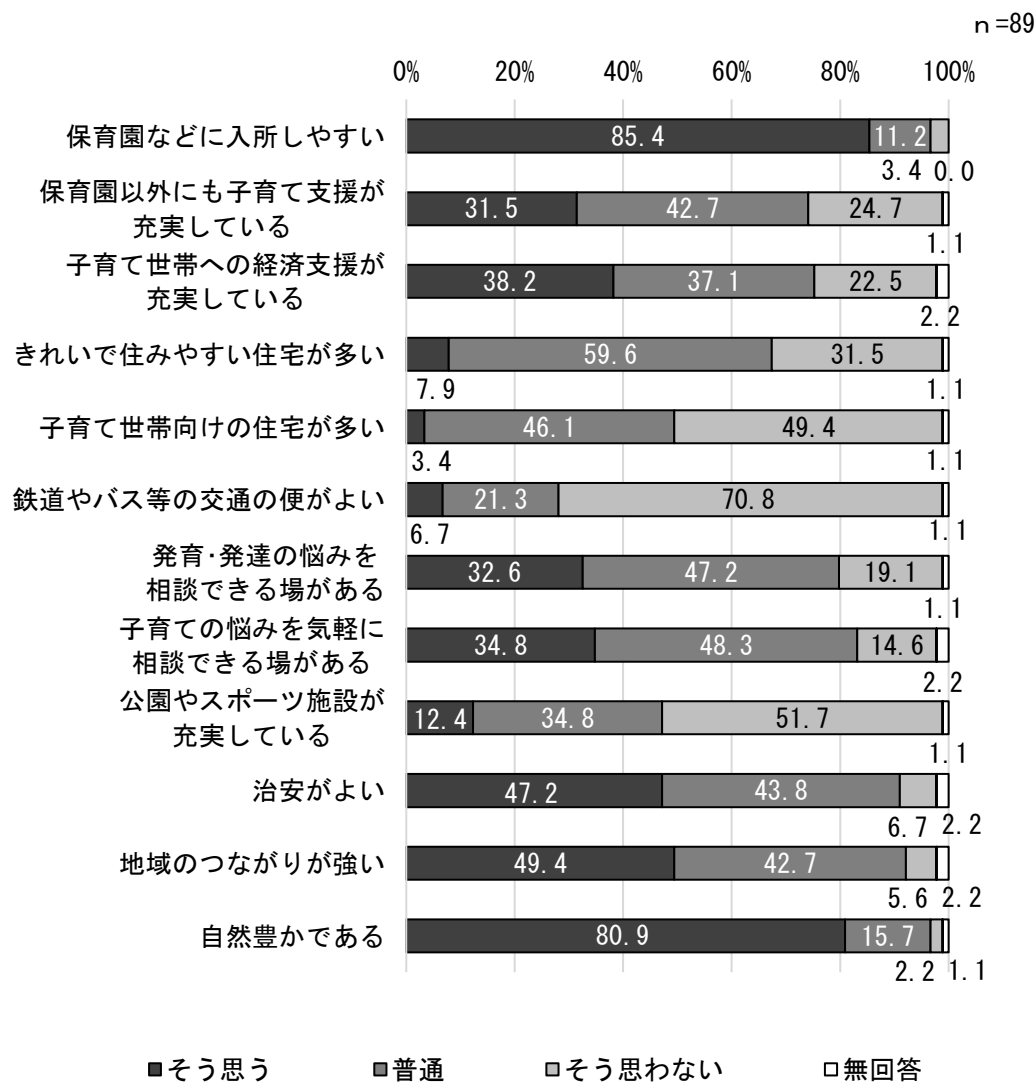


⑨ 東彼杵町の子育て環境全般への評価について

○東彼杵町の子育て環境

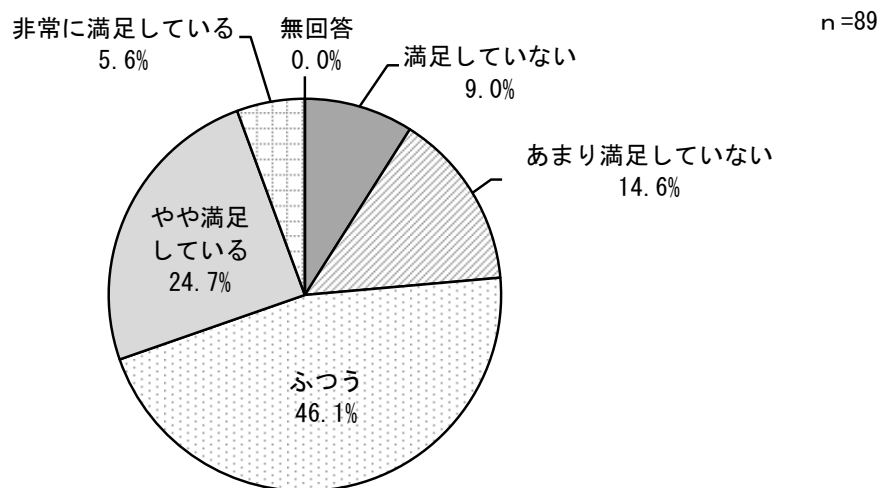
東彼杵町の子育て環境について「そう思う」と回答した方の割合は、「保育園などに入所しやすい」が85.4%と最も高く、次いで「自然豊かである」が80.9%、「地域のつながりが強い」が49.4%となっています。

「そう思わない」と回答した方の割合は、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が70.8%と最も高く、次いで「公園やスポーツ施設が充実している」が51.7%、「子育て世帯向けの住宅が多い」が49.4%となっています。



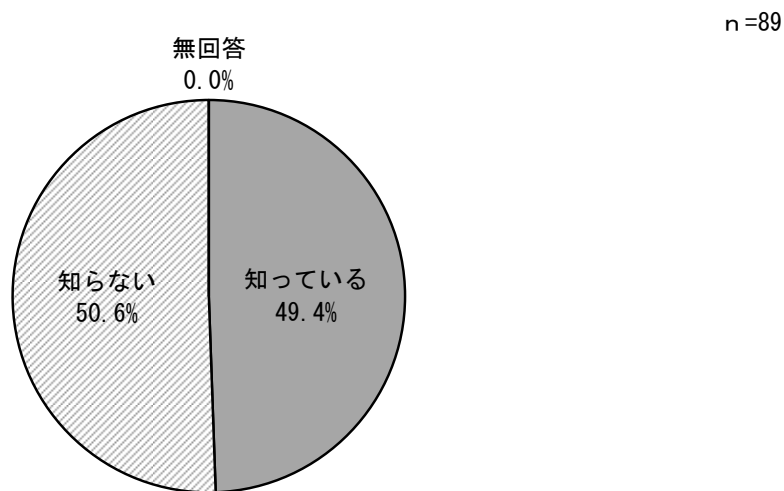
○住んでいる地域における子育て環境や支援への満足度

住んでいる地域における子育て環境や支援への満足度については、「ふつう」が46.1%と最も高く、次いで「やや満足している」が24.7%、「あまり満足していない」が14.6%となっています。



○東彼杵町が開設している LINE の認知度

東彼杵町が開設している LINE の認知度については、「知らない」が50.6%、「知っている」が49.4%となっています。

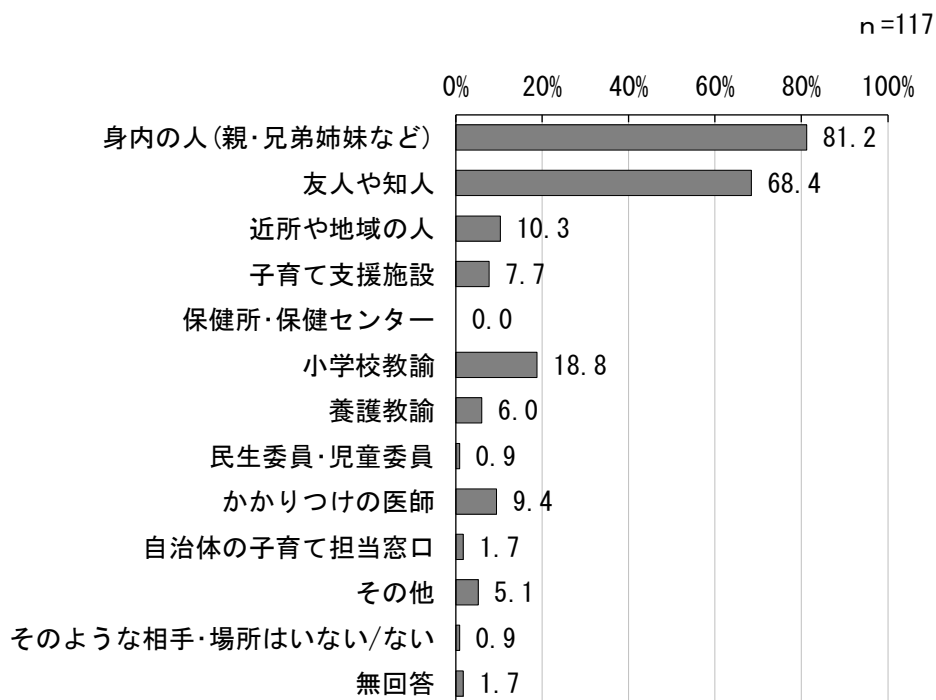


(3) 小学生児童の調査結果

① 子どもの育ちを巡る環境について

○子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

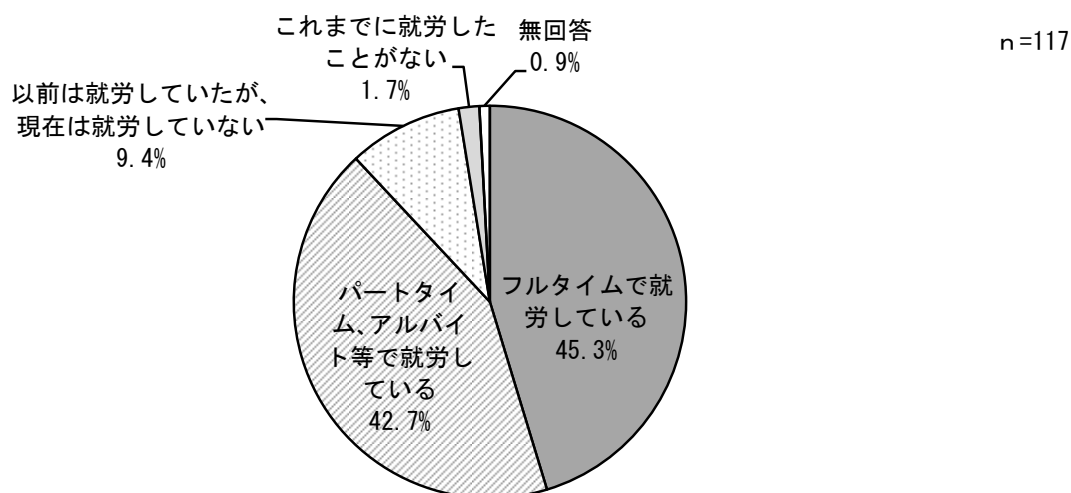
子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所については、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が81.2%と最も高く、次いで「友人や知人」が68.4%、「小学校教諭」が18.8%となっています。



② 保護者の就労状況

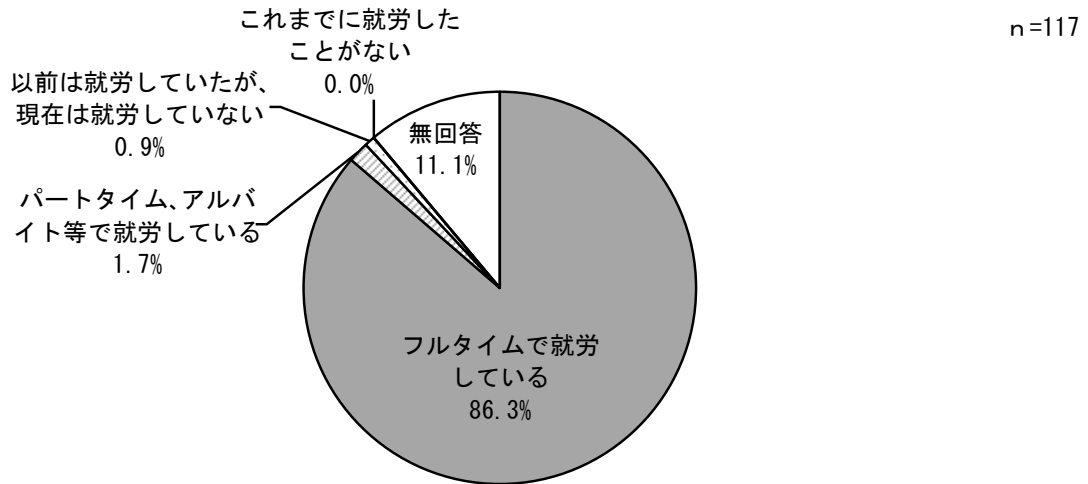
○母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が45.3%と最も高く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労している」が42.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9.4%となっています。



○父親の就労状況

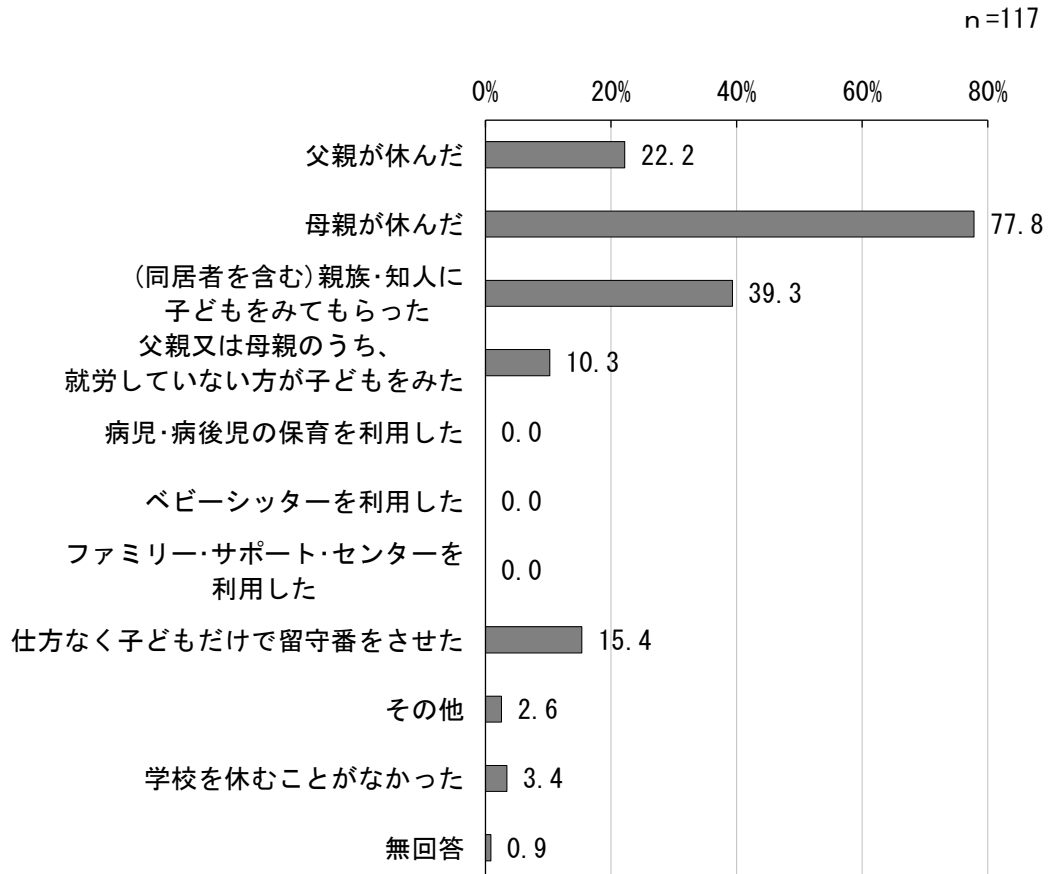
父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が86.3%と最も高く、大多数を占めています。



③ 子どもの病気やけがの際の対応について

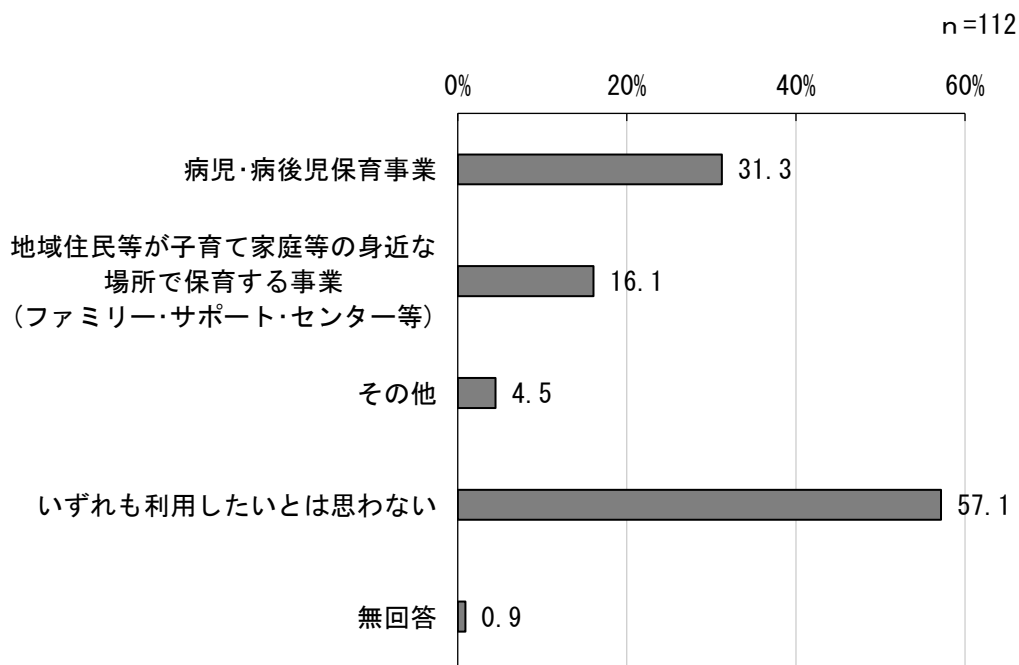
○子どもが病気やけがで学校を休んだ場合の対応方法

子どもが病気やけがで学校を休んだ場合の対応方法については、「母親が休んだ」が77.8%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が39.3%、「父親が休んだ」が22.2%となっています。



○病児・病後児のための保育施設等の利用意向

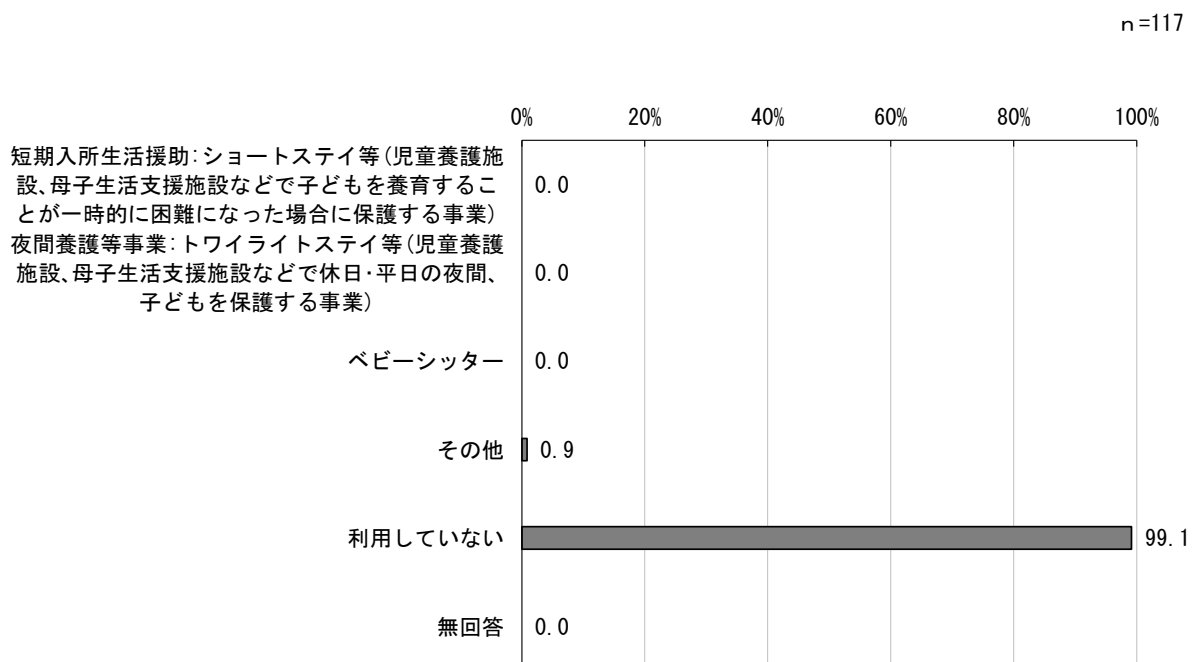
病児・病後児のための保育施設等を今後（も）利用したいかについては、「いずれも利用したいとは思わない」が 57.1%と最も高く、次いで「病児・病後児保育事業」が 31.3%、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミリー・サポート・センター等）」が 16.1%となっています。



④ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

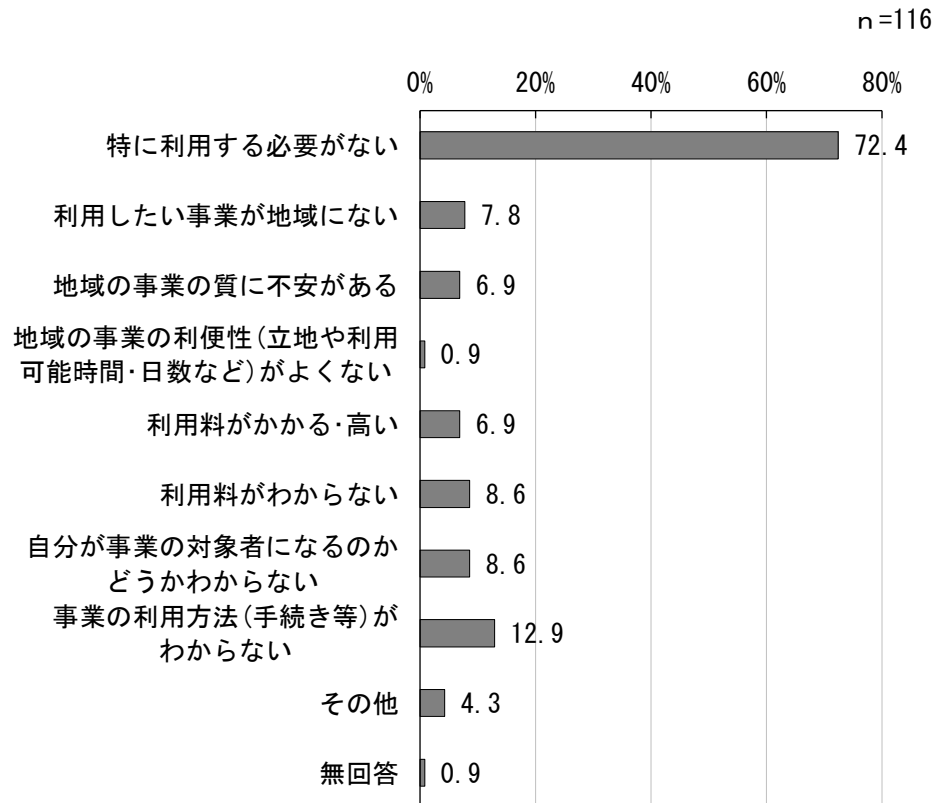
○「不定期に」利用している教育・保育事業の有無

「不定期に」利用している教育・保育事業の有無については、「利用していない」が 99.1%となっています。



○不定期の教育・保育事業を利用していない理由

不定期の教育・保育事業を利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が72.4%と最も高く大多数を占めています。

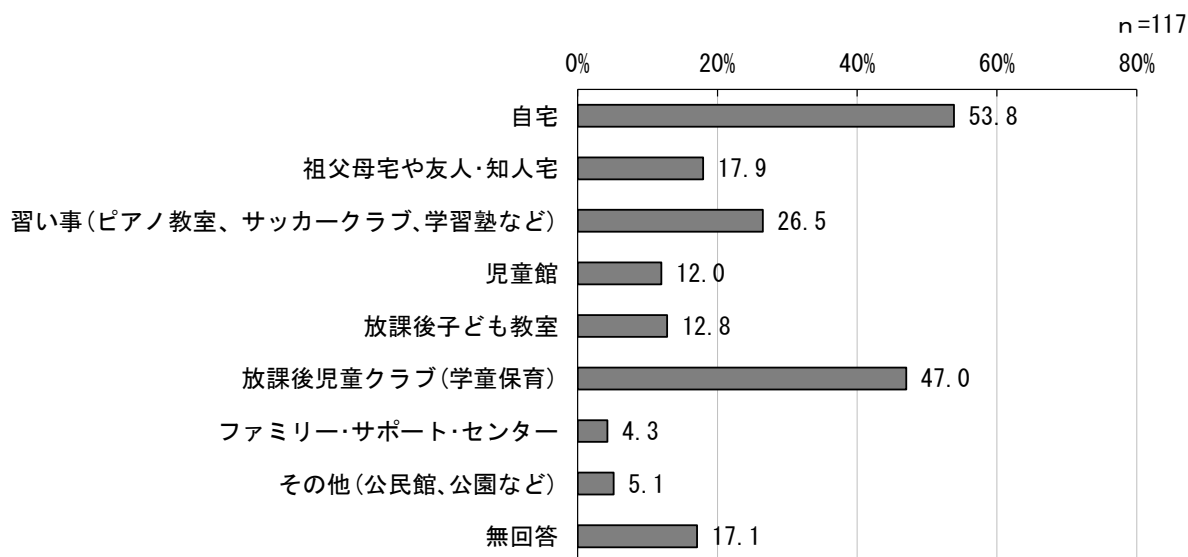


⑤ 放課後の過ごし方について

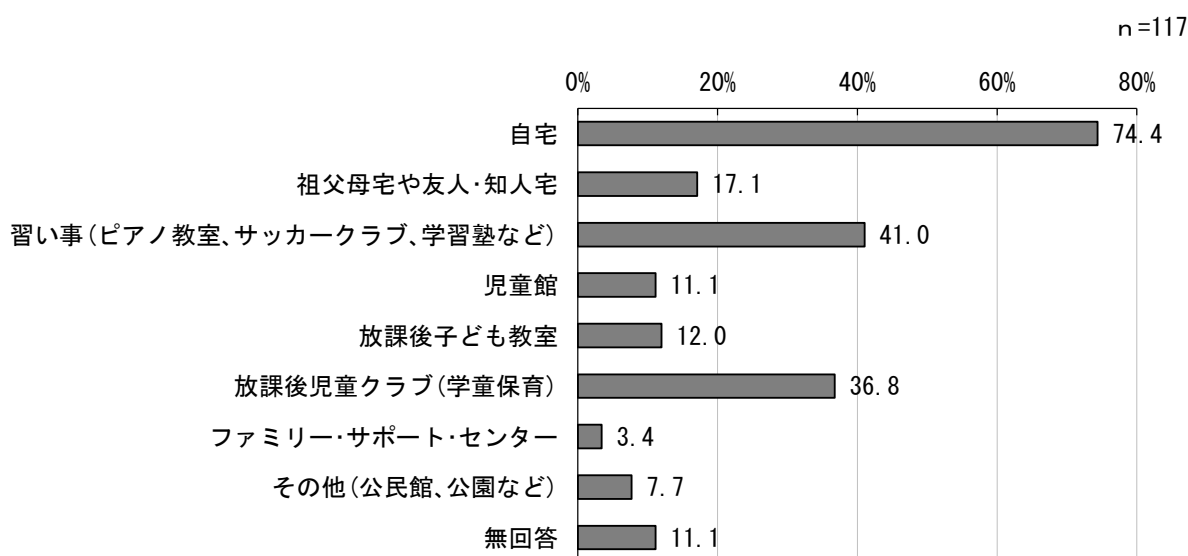
○放課後の時間を過ごさせたい場所

放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、1～3年生時においては「自宅」が53.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が47.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が26.5%となっています。4～6年生時においては「自宅」が74.4%と最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が41.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が36.8%となっています。

【1～3年生】



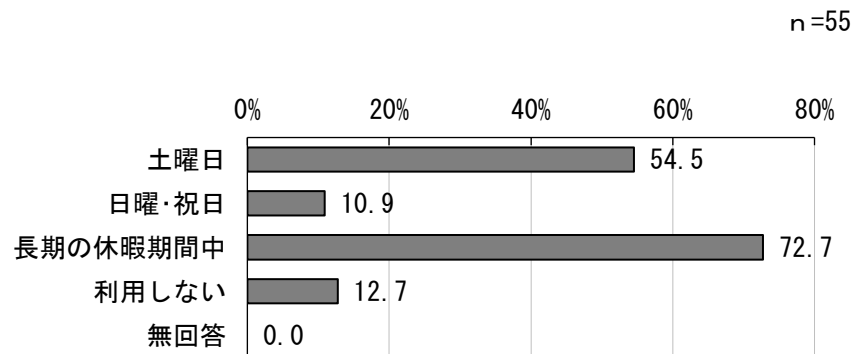
【4～6年生】



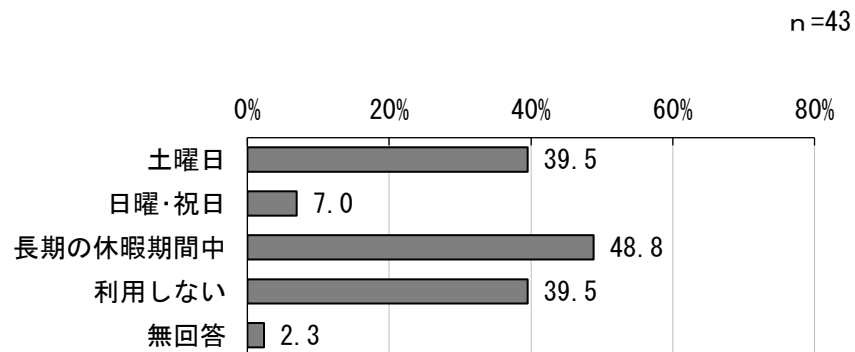
○休日における放課後児童クラブの利用意向

土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中における放課後児童クラブの利用意向については、1～3年生時においては「長期の休暇期間中」が72.7%と最も高く、次いで「土曜日」が54.5%となっています。4～6年生時においても「長期の休暇期間中」が48.8%と最も高く、次いで、「土曜日」が39.5%となっていますが、一方で「利用しない」も39.5%となっています。

【1～3年生】



【4～6年生】

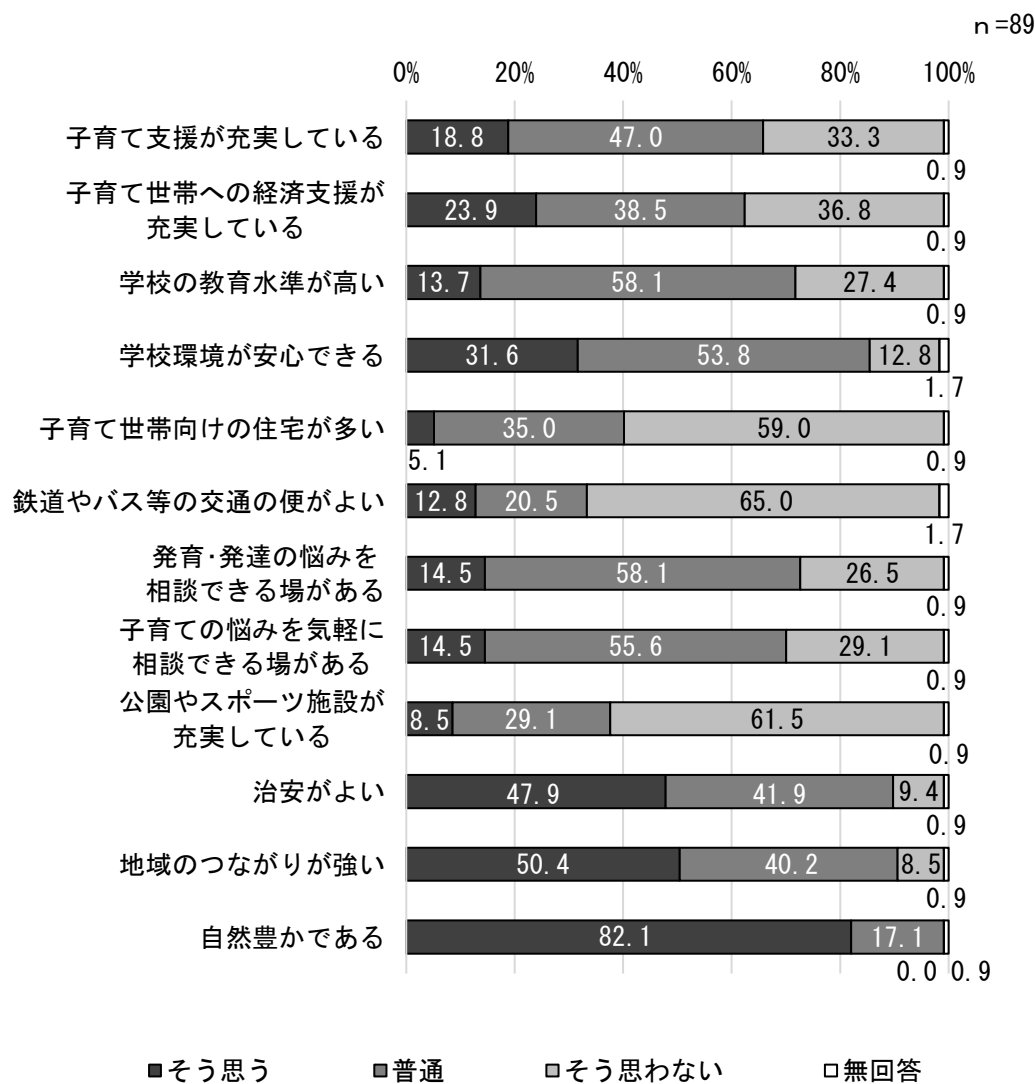


⑥ 東彼杵町の子育て環境全般への評価について

○東彼杵町の子育て環境

東彼杵町の子育て環境について「そう思う」と回答した方の割合は、「自然豊かである」が82.1%と最も高く、次いで「地域のつながりが強い」が50.4%、「治安がよい」が47.9%となっています。

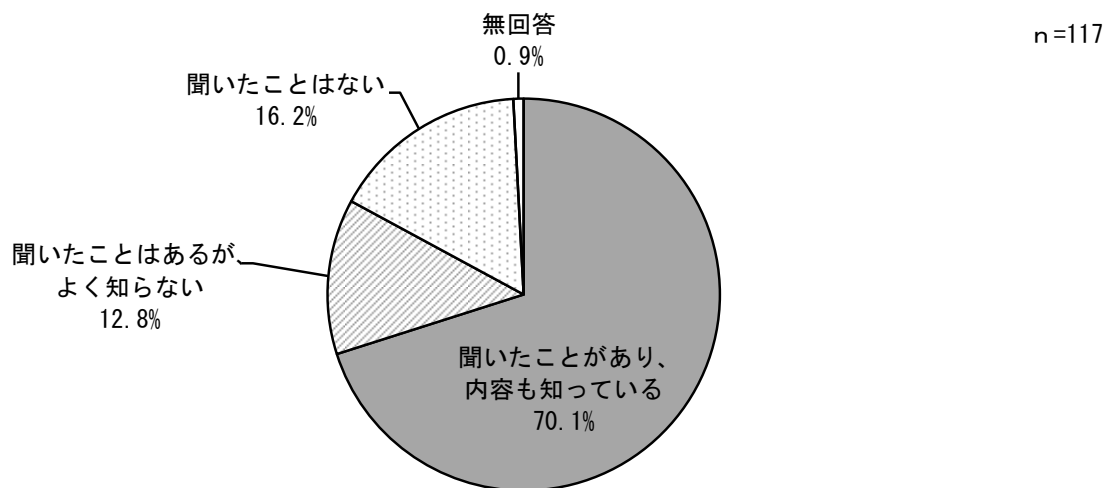
「そう思わない」と回答した方の割合は、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が65.0%と最も高く、次いで「公園やスポーツ施設が充実している」が61.5%、「子育て世帯向けの住宅が多い」が59.0%となっています。



⑦ ヤングケアラーについて

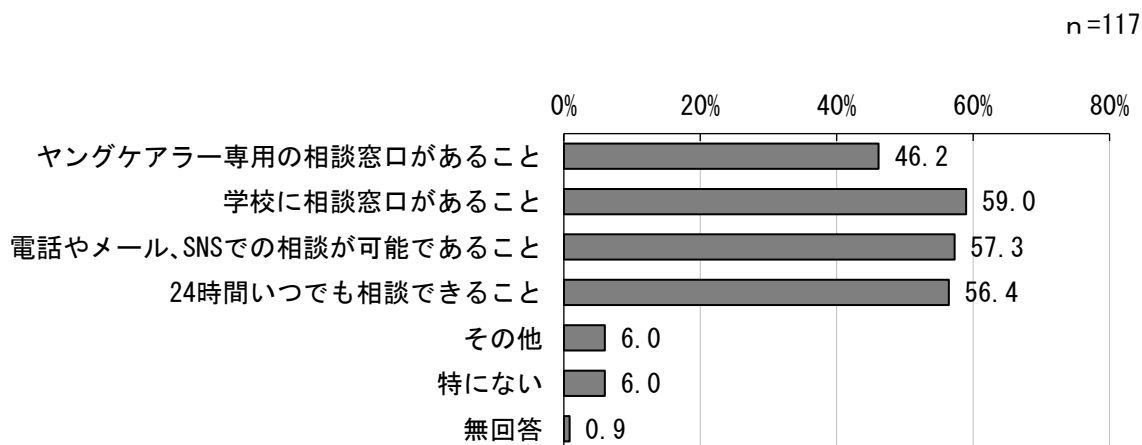
○「ヤングケアラー」という言葉の認知度

「ヤングケアラー」という言葉については、「聞いたことがあり、内容も知っている」が70.1%と最も高く、次いで「聞いたことはない」が16.2%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が12.8%となっています。



○「ヤングケアラー」に関して相談しやすい環境づくりに必要なこと

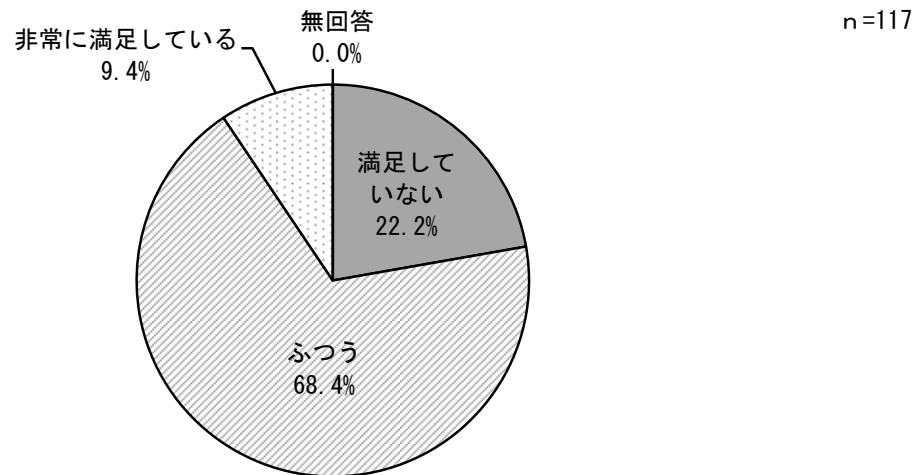
「ヤングケアラー」に関して相談しやすい環境づくりに必要なこととしては、「学校に相談窓口があること」が59.0%と最も高く、次いで「電話やメール、SNSでの相談が可能であること」が57.3%、「24時間いつでも相談できること」が56.4%となっています。



⑧ 東彼杵町の子育て環境や支援について

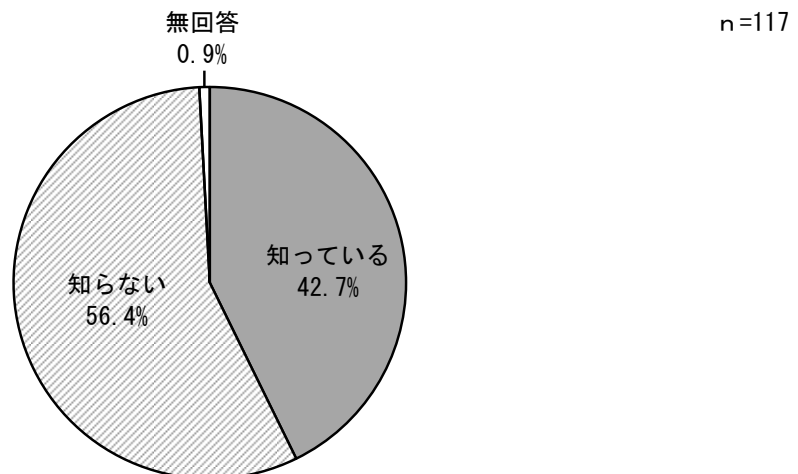
○東彼杵町の子育て環境や支援への満足度

東彼杵町の子育て環境や支援への満足度については、「ふつう」が 68.4%と最も高く、次いで「満足していない」が 22.2%、「非常に満足している」が 9.4%となっています。



○東彼杵町が開設している LINE の認知度

東彼杵町が開設している LINE の認知度については、「知らない」が 56.4%、「知っている」が 42.7%となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えが基本であることから、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準にすることが重要です。一方で、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識が求められます。

本町では、これまで次代を担うこどもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

本計画においても、本町のこども・子育て支援をより一層推進するため、本町が目指すべき基本理念を第1期計画から引き続き次のように掲げます。

《基本理念》

すくすく のびのび 子育てを楽しむ 住みよいまち ひがしそのぎ

2 基本目標

現在、こどもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、まず「家庭や保護者が主体となって子育てを担う」こと、そしてそれを「地域社会全体で支援する」体制の構築が求められています。本計画においても、「東彼杵町子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を引き継ぎながら、計画の着実な推進を目指します。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

本町の特性を活かし、全ての家庭が安心して子育てできる環境づくりに力を入れます。地域で提供される多様な保育サービスや子育て支援サービスの推進と、それらのサービスを適切に利用できるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。また、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、保育料や医療費などの経済的支援にも取り組んでいきます。

基本目標2 こどもを健やかに生み育てる環境づくり

母子の健康支援や健診の実施に加えて、小児医療体制の整備や、性教育、喫煙・飲酒、薬物に関する思春期保健対策の強化に取り組み、こどもを安心して育てられる環境づくりを進めます。また、こどもの心と体の豊かな成長を促すため、発達段階に応じた食育の推進にも力を入れます。

基本目標3 教育環境の整備

未来を担うこどもたちが、多様な体験や経験を通じて学びの機会を得られるようにし、心身ともに豊かに成長できる環境を整えます。また、学校だけでなく、家庭や地域社会も含めた教育環境の整備を推進していきます。

基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と家庭の調和を図る働き方（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、男女共同参画を推進するとともに、多様化する就労形態に対応した再就職支援や育児休業制度の普及・啓発に取り組めます。

基本目標5 安心して子育てできる生活環境づくり

子育て家庭が安心して外出できる環境を整えるために、生活環境や設備の整備を計画的に進めます。また、交通安全教育や防犯対策を通じて、地域全体でこどもの安全を確保する取組を推進します。

基本目標6 要保護児童へのきめ細かな支援の充実

保護者が抱える子育てに関するストレスや児童虐待の問題、ひとり親家庭の増加、経済的困難を抱える家庭に対し、こどもの健全な成長を支援するための総合的な取組を進めます。また、発達障がいなど特別な支援を必要とするこどもに対しては、早期からの適切な療育を提供するとともに、相談体制の充実や各種サービスの拡充に努めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	主要施策
すくすくのびのび 子育てを楽しむ 住みよいまち ひがしそぎ	1 地域における 子育て支援の充実	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て家庭への経済的支援
	2 こどもを健やかに 生み育てる環境づくり	(1) 母子保健・小児医療 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実
	3 教育環境の整備	(1) 生きる力を育む教育の推進 (2) 地域の教育支援体制の整備
	4 職業生活と家庭生活との 両立の推進等	(1) 職業生活と家庭生活との両立支援 (2) 男女共同参画の推進
	5 安心して子育てできる 生活環境づくり	(1) 生活環境の整備 (2) 交通安全・防犯対策等の充実
	6 要保護児童への きめ細かな支援の充実	(1) 支援が必要な家庭への対応 (2) 障がい児等への支援 (3) 経済的困難を抱える家庭への支援 (こどもの貧困対策)

4 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

少子化が進む中で、就労形態やライフスタイルの多様化に伴い、子育て支援サービスへのニーズは多岐にわたっています。そのため、地域子育て支援センターを拠点として、保護者の状況に応じた様々な事業を実施・充実させていきます。また、多様な方法で情報を発信し、利用者が適切なサービスを選べるよう、周知を徹底していきます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 利用者支援事業	こども健康課	こども家庭センターとして母子保健、児童福祉の相互から関係機関と連携を取りながら、子育て中の親子や妊婦及びその配偶者に身近な場所となり、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行います。	拡大継続
(2) 相談対応の充実	こども健康課 教育委員会	行政、保育所、認定こども園、小中学校、放課後児童クラブ等の連携を強化し、子育てや教育に関する相談対応の充実や、就学前・就学中の相談体制の整備を推進します。5歳児発達健診も継続して実施し、各学校にも情報提供をしていきます。また、幼保小連携を進め、架け橋プログラムで小学校へのスムーズな接続を支援していきます。	拡大継続
(3) 養育支援訪問事業	こども健康課	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、諸問題の解決や軽減を図ります。本町では、赤ちゃん訪問の機会を捉え、必要な支援を行いながら、未就園児家庭への預かり事業推進など育児の孤立化を防ぐ支援も実施していきます。	拡大継続
(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	こども健康課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開放し、イベント実施や、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。	継続
(5) 子育て家庭への情報提供	こども健康課	町広報やホームページの活用、パンフレット作成、SNSなどにより、公共施設や保育所、保育サービス等の子育て家庭に対する情報提供の充実を図ります。	拡大継続

※「具体的事業内容」内の事業の方向性については、以下のように分類しました。

「継続」：2期から3期にかけて継続の事業

「追加継続」：2期の間に追加した事業で3期も継続していく事業

「拡大継続」：2期の間に拡大した事業で3期も継続していく事業

「追加拡大」：2期の間に追加した事業で3期に拡大する事業

（２）保育サービスの充実

全ての家庭が安心して子育てできる環境を整えるため、保護者の状況を考慮しながら、各種保育サービスの実施と充実を図り、適切なサービス利用に向けた情報提供を徹底します。また、増加するニーズに応じた柔軟な対応策も積極的に推進します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
（１）保育施設運営・給付事業（通常保育事業）	こども健康課	保護者の労働や疾病等のため、昼間、保育の必要な乳幼児を保育所、認定こども園で預かり、共働き家庭等を支援します。	継続
（２）一時預かり事業	こども健康課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、認定こども園等において一時的に預かり事業の実施に併せてこども誰でも通園制度を実施し、必要な保育を積極的に行います。	継続
（３）延長保育事業	こども健康課	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の保育時間を超えて保育の提供を行います。	継続
（４）休日保育事業	こども健康課	日曜日、祝日において、保護者の仕事等で常態的に家庭での保育が困難な場合に必要な保育の提供を行います。	継続
（５）病児・病後児保育事業	こども健康課	病気の回復期にあり、集団での保育が困難なこどもを専用スペースで一時的に預かり、必要な保育を行う（病後児対応型）とともに、体調不良児型保育事業も実施します。西九州させば広域都市圏で連携をし、連携市町で病児・病後児保育事業を利用できるよう推進していきます。	拡大継続
（６）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	こども健康課	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に安全な居場所を提供し、こどもの健全な育成を図ります。また、近年利用児童数が増加傾向であるため、今後の利用者の推移を的確に捉え、その対応策を検討しつつ、放課後児童クラブの移転等が課題となっているため、安全に事業を実施できるよう努めます。	継続
（７）保育士・保育教諭の資質向上	こども健康課	長崎県・県保育協会などによる各種研修会について保育士・保育教諭へ情報提供を行い参加を推進し、併せて町主催で保育士対象の研修を行い、資質の向上を図るとともに、保育士へのヒアリング等で現状把握し行政としての支援に努めます。	追加継続
（８）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	こども健康課	保護者が、疾病・育児疲れ・仕事・冠婚葬祭・出産・介護等様々な理由により、一時的にこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設において児童を預かります。（最大７日間）	継続

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(9) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	こども健康課	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり、こどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設において児童を預かります。	継続
(10) こども誰でも通園制度	こども健康課	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず柔軟に利用できる通園制度です。	追加継続

(3) 子育て家庭への経済的支援

現在、子育てにかかる経済的負担に対して不安を抱える保護者が多くみられます。こうした子育て費用の負担軽減を目指し、各種制度の適切な運用を進めます。また、制度の変更がある場合には、十分な情報提供を行い、保護者が適切に制度を活用できるよう努めます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 出産祝金の支給	こども健康課	本町内に1年以上定住されている夫婦が出産された場合、出産祝金を支給します。	継続
(2) 育児報奨金の支給	こども健康課	本町内で出産した第3子以上のこどもが、満1歳に達したときに育児報奨金を支給します。	継続
(3) 乳幼児・こども福祉医療費	こども健康課	保険が適用される入院・通院、薬代等の医療費にかかる費用の自己負担分を除いた額を助成します。また、対象を小学生から高校生へエリアを絞り、現物給付へと拡大しました。	拡大継続
(4) 母子・父子家庭福祉医療費	こども健康課	母(父)子家庭の母・(父)、またその親に養育される児童を対象に、保険が適用される入院・通院、薬代等の医療費にかかる費用の自己負担分を除いた額を助成します。	拡大継続
(5) 保育料の無償化	こども健康課	特定教育・保育施設等に通う、町内全てのこどもの保育料を無償化し、保護者の費用負担軽減を図ります。	拡大継続
(6) 妊婦のための支援給付	こども健康課	妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し支援金を給付します。	新規
(7) 子育て用品の購入補助	こども健康課	母子手帳交付の日から1歳の誕生日前日までに購入した子育て用品について購入補助を行います。	追加拡大
(8) 学校給食費の無償化	教育委員会	子育て家庭等の経済的負担の軽減を図ることを目的に町内の小学校、中学校の給食費を無償化します。	追加継続
(9) 奨学資金制度	教育委員会	町LINEを活用して奨学資金制度の周知を図りながら、制度の実施によりこどもの就学を支援し、融資条件の拡大及び返済期間の延長を図るとともに、高校授業料の無償化・私学助成等の状況を踏まえ、町としての対応を検討していきます。	継続

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(10) 就学援助	教育委員会	経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難な世帯に学用品・学校給食費など就学に必要な費用の一部を援助します。	継続
(11) 入学祝金の支給	教育委員会	本町の次代を担う児童又は生徒の入学の節目を祝福し、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	追加継続

基本目標2 こどもを健やかに生み育てる環境づくり

(1) 母子保健・小児医療

近年、こどもや親の心身の健康を取り巻く環境が大きく変わってきています。そのため、妊娠・出産や子育てに対する不安を軽減するための乳児相談を行い、正しい保健知識や小児医療に関する情報提供を行うとともに、発達段階に応じた健康診査など、母子保健事業の充実に努めます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 健康診査・指導の充実	こども健康課	こどもの健やかな成長のため、妊婦健診、乳児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児、5歳児健診を実施し、継続的なフォローが必要な人には電話等で支援を行います。また、令和7年度から妊婦健診に加え、新たに産後健診を実施していきます。併せて認定こども園への情報連携に努めます。	継続
(2) 予防接種の実施	こども健康課	ホームページ、広報誌を活用しながら、健やかな成長の妨げとなる感染症予防を目的に予防接種を実施します。また、保護者に対し、予防接種の正しい知識の普及に努め、未接種の場合は各種健診等で接種勧奨を行っています。	継続
(3) 乳児相談の充実	こども健康課	「3～4か月児」「7～9か月児」を対象に乳児相談を実施し、身体計測や発育発達に関する相談や健康教育を行い、乳児の健全な発育発達を促します。	継続
(4) 相談活動の充実	こども健康課	乳児訪問や、乳児相談及び健診等の機会を通じて、保健師等がこどもの発育発達等に関する相談に応じます。そこで把握した個々の課題に応じて電話や訪問等により継続的な支援を行い、専門家による発達検査が必要な場合はこそだて相談につないでいきます。	継続
(5) 訪問指導の充実	こども健康課	妊産婦、新生児・乳幼児について、健康状態や子育て環境を踏まえ、必要と判断したケースに訪問・指導を行います。	継続
(6) 小児医療情報の提供	こども健康課	医療機関の場所や診察時間、県の小児緊急電話相談など、小児医療に関する情報提供に努めます。	継続
(7) 産後ケア事業の実施	こども健康課	産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行います。	追加継続
(8) 不妊治療費の助成	こども健康課	医療保険が適用されない特定不妊治療費の助成（県・町が実施）について、町広報への掲載・ポスターの掲示、ホームページの活用により制度の周知を継続します。	継続

(2) 「食育」の推進

近年、家族での食事の機会が減少し、朝食を取らない人が増えるなど、食生活に関する問題が増えています。このような状況を踏まえ、親とこどもの望ましい食習慣の定着を促進し、食を通じて豊かな人間性を育み、心身の健康的な成長を支援します。また、学習や体験の機会を提供し、普及・啓発活動に取り組んでいます。さらに、地元産の食材を積極的に活用し、地域に根差した「食育」の推進を図ります。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 乳幼児期の食に関する学習機会の充実	こども健康課	望ましい食習慣の形成を支援するため、離乳期・幼児期の食に関する学習機会の充実を図ります。乳児相談・幼児健診において、離乳食の試食会や幼児の食に関する相談を行っており、今後も継続して実施します。また、幼児健診では、食生活に関する質問を行い、必要な場合は、栄養士より個別指導を実施するとともに、乳児相談や幼児健診後に、必要な場合は電話や訪問等による支援を実施していきます。	拡大継続
(2) 食に関する子育てイベントの充実	こども健康課	親子でふれあい、おやつなどの調理体験を通じて食への関心を高めるため、地域子育て支援拠点事業で「親子クッキング」等の食に関する子育てイベントを実施します。	継続
(3) 小中学生への食に関する指導	教育委員会	小中学生が適切な食習慣を身に付け、心身ともに健康な生活を営めるよう、食に関する指導を行います。生涯を通じた食育の重要性を踏まえ、栄養教諭による食育指導を実施します。学校における食育の推進は重要な課題であるため、学校給食センターとも連携して、栄養教諭の指導のもと、他の教職員、保護者、地域の生産者などの理解と取組を推進します。 今後は、地産地消の取組を更に充実します。	継続

(3) 思春期保健対策の充実

思春期の健康づくりは、将来の健康的な生活の基盤を築く上で非常に重要です。そのため、性に関する正しい知識や、薬物乱用や喫煙の危険性についての理解を広め、児童・生徒の心身の健全な発達を支援します。また、今後は喫煙、飲酒、薬物防止の教育において、保護者も対象とした指導や情報提供の充実に取り組んでいきます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 性教育の推進	教育委員会	将来、こどもを生み育てるための基礎として、命の大切さを学ぶ機会の提供と母性・父性の育成を図ります。今後も、学校教育以外も含め、PTA研修会などを活用し、学習機会の充実に図ります。	継続
(2) 喫煙・飲酒防止教育の充実	教育委員会	喫煙・飲酒の健康への影響について、正しい知識の普及・啓発を図ります。保健の授業の中で実施しており、今後、保護者も含め、指導や情報提供の充実に努めます。	継続
(3) 薬物防止教育の充実	教育委員会	薬物の健康への影響について、正しい知識の普及・啓発を図ります。今後、保護者も含め、指導や情報提供の充実に努めます。	継続

基本目標3 教育環境の整備

(1) 生きる力を育む教育の推進

保育所・認定こども園や学校などは、こどもが健やかに成長するために欠かせない役割を担っています。こどもが変化する社会で主体的に生きる力を身に付けられるよう、学力の向上に加え、情操教育の推進を通じて、幼児教育・学校教育の総合的な充実を目指します。また、相談支援体制の強化やスポーツ指導者の育成にも取り組み、こどもの健やかな成長を支援します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 児童・生徒・保護者の相談援助	教育委員会	不登校やいじめ等の悩みを抱える親子に対し、専門的な立場からスクールソーシャルワーカー等が、学校や家庭訪問を実施し、相談に対応します。 また、スクールソーシャルワーカーの勤務時間の増加を図るなど、今後も、必要に応じて柔軟に対応をしていきます。	継続
(2) 文化鑑賞・スポーツ体験の機会の充実	教育委員会	幼児期から発達段階に対応した人形劇、芸術鑑賞会等を開催し、小中学生が演劇鑑賞やコンサートなど、文化芸術にふれる機会の充実を図るとともに、文化ホール自主事業を充実させ、親子やこどもを対象とした芸術文化鑑賞機会の拡充を図ります。 また、総合型スポーツクラブ「スポーツクラブひがしそのぎ」と連携し、スポーツや文化活動の機会を提供し、健康で生きがいのある豊かな生活の実現を支援します。	拡大継続
(3) 豊かな感性・心の教育の推進	教育委員会	幅広い地域住民が参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動を充実させ、ふるさと教育や郷土の伝統・文化芸術学習など、こどもの豊かな感性・心の育成を図ります。また、引き続きボランティアの確保・養成を図りながら、学習支援活動として、体験学習の補助や本の読み聞かせ等のボランティア活動の支援を実施していきます。	拡大継続
(4) 放課後子ども教室	教育委員会	こどもの安全・安心な居場所づくりの一環として、放課後子ども教室を実施します。小学校の教室などを活用し、地域住民が指導者やボランティアとして参加して、スポーツ・文化活動、交流活動などに取り組みます。また、地域コーディネーターを中心に、多様な地域人材の活用を図り、教室内容の多様化と充実を図りながら、イキイキ子ども教室を今後も継続して実施します。さらに、国の放課後児童対策パッケージに沿って、放課後児童クラブとの交流・連携を推進します。	継続

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(5) 健やかな身体の育成	教育委員会	学校体育の充実とともに、外部指導者の活用や地域との連携によってこどもがスポーツに親しむ機会をつくり、健やかな身体の育成を図ります。また、スポーツクラブひがしそのぎの活動状況等の広報活動を強化し、会員数増を目指すとともに、部活動地域移行の受皿としてこどもたちのニーズに応じたスポーツ環境の整備と指導者の確保・育成を図ります。	拡大継続

(2) 地域の教育支援体制の整備

核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化により、子育てが孤立しやすく、不安や悩みを抱える保護者が増加しています。これを受け、家庭だけでなく地域と連携した教育支援環境の整備を進めています。また、乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての楽しさや素晴らしさを児童や生徒に伝えるため、地域の多様な団体との協力を推進していきます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 確かな学力の向上	教育委員会	地域の人材をゲストティーチャー・サポートティーチャーとして教育現場に活用し、こどもの学ぶ力・意欲の向上に努めるとともに、今後も地域人材の発掘・育成に努めます。また、町単独の学力テストを実施するとともに、学習支援として、学習指導員や学習支援員等配置やICT教育の利活用を推進し、学校教員と連携して学力向上に取り組めます。	継続
(2) 乳幼児とのふれあい体験	教育委員会	保育所や職場体験学習において、生徒が乳幼児とふれあう機会をつくります。総合学習指導において、保育所での体験学習を実施しています。今後は、民間団体とも連携して、体験の場を増やしていくことで、取組の充実を図ります。	継続
(3) 世代間交流	教育委員会	様々な知識や経験を持つ地域の高齢者と体験を通じた交流機会など、世代間の交流を推進します。今後も、学習活動支援として、高齢者との交流を活発に行うことで、地域の教育力再生に寄与していきます。	継続
(4) 有害情報対策	教育委員会	こどもたちをインターネットや携帯電話上の性・暴力などの有害情報から守るため、フィルタリングサービスの利用方法などについて周知・啓発を行います。また、メディアとの適切な関わり方や正しい子育てに関する情報提供にも力を入れます。	継続
(5) 青少年の非行防止	教育委員会	非行等の問題行動を未然に防止するとともに、問題を抱える児童・生徒の立ち直りについて、行政、学校、警察等が連携・情報共有し、地域ぐるみの支援に努めます。	継続

基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 職業生活と家庭生活との両立支援

育児休業制度の周知・啓発や情報提供の充実を通じて、保護者が働きやすい職場環境を整備し、職業生活と家庭生活の両立を支援します。また、教育・保育の施設給付や地域での子ども・子育て支援事業の拡充を図り、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境の整備を推進します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 関連法令の周知	こども健康課 総務課	企業や子育て世帯に対し、育児休業法等の関連法令に関する情報提供を行うとともに、男女がともに支え合いながら働くことができるよう、周知・啓発に努めます。パンフレット等により関連法令の周知・啓発に努めており、今後も継続して実施します。	継続
(2) 職場環境における子育て意識の啓発	こども健康課 総務課	働き方の見直しや労働時間、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など、職場における子育て意識について、周知・啓発を図ります。	継続

(2) 男女共同参画の推進

地域住民が男女で協力しながら家庭を築き、子育てに取り組む重要性を理解できるよう、学習の機会を提供し、周知・啓発活動を進めることで、地域内での男女共同参画を推進します。また、父親の子育て参加を後押しする取組も進めていきます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 男女共同参画の意識づくり	総務課	広報等や様々な機会を通じ、子育てに対する共同参画意識の啓発に取り組み、男女共同参画の環境づくりを推進します。今後も、近隣自治体と協力し、男女共同参画のイベントを実施し、ワーク・ライフ・バランス等の研修を開催していきます。	継続
(2) 父親の子育て参加の促進	こども健康課 教育委員会 総務課	育児を母親だけの負担としないため、こどもの遊び方講座といった育児講座など、夫婦で子育てについて考える機会づくりや啓発に取り組むことで、父親の育児への関心・対処能力を高め、併せて地域子育て支援事業により、父親の子育て参加を増やす取組を行います。また、ながさきファミリープログラムの活用による家庭教育支援の推進を図るとともに、ファシリテーターの人材発掘、育成のための研修会を開催します。	拡大継続

基本目標5 安心して子育てできる生活環境づくり

（１）生活環境の整備

全てのこどもや子育て家庭が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や道路交通環境、遊び場や運動場の計画的な整備を通じて、外出しやすい生活環境の整備を推進します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
（１）バリアフリー化の推進	建設課 総務課	公共施設における段差の解消・オムツ台の設置などのバリアフリー化を図り、こども子育て家族にとって安全で快適な空間づくりを推進します。また、新規建物を建築する場合も、段差解消・オムツ台の設置等を行っていきます。	継続
（２）人にやさしい道づくり	建設課	こどもや子育て家族が安全に利用できる通学路等の道路整備に努めます。町道の日常的な利便性・安全性の向上を図るため、年次計画に基づき、補助事業等を活用して現道の拡幅・改良、維持補修を実施しています。財源を確保しながら、計画的に整備を推進していきます。	継続
（３）遊び場・運動場の整備	建設課 教育委員会 税財政課	こどもの安全な遊び場を確保するため、運動公園・河川公園やレクリエーション・スポーツを楽しむ場所を整備しました。今後、運営・管理を行っていきます。また、文教施設の管理に関する基本方針を策定し、これに基づき定期巡回を実施し、遊具等の安全点検を行い、親子で安心して利用できる場所の確保に努めます。	拡大継続
（４）児童福祉施設等の整備	こども健康課	町内の児童福祉施設について、老朽化対策や改修、耐震等の安全面に配慮した整備を計画的に実施します。	継続
（５）社会体育施設の開放	教育委員会	地域住民とこどもの交流拠点として、体育館やグラウンド等の社会体育施設を開放します。交流の場づくり、学校支援活動、学校との地域の合同行事の開催等のため、積極的な施設開放に努めます。今後も、安全面に留意しながら、交流の拡大を図ります。	継続
（６）居場所づくりの活用	教育委員会	こどもや親子の交流の場、居場所づくりを推進します。PTAの親子ふれあい活動事業に対して補助金を交付し、こどもが安全に安心して活動できる場所を設け、コミュニケーション能力や主体性・協調性を育み、地域住民とのつながりを深め、健やかに育まれる環境づくりを推進します。	継続
（７）良好な居住環境の確保	建設課 総務課	子育て世帯等に配慮した安全な町営住宅の環境整備を推進するとともに、定住促進住宅事業や子育て世帯に対する持家奨励金などにより、良好な居住環境の確保に努めます。なお、持家奨励金制度については、2年ごとの見直しを行いながら取組を進めていきます。	継続

(2) 交通安全・防犯対策等の充実

こどもが地域で安全に暮らせるよう、交通安全教育の推進に加えて、交通安全指導者の確保・育成を支援します。また、こどもが犯罪などの被害に遭わないように、関係機関と連携し、防犯に配慮した環境づくりや情報提供の充実にも努めます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) あいさつ・声かけ運動の推進	教育委員会	地域においてこどもが安全に生活することができるよう、PTA等の学校関係者や地域住民による登下校のあいさつや声かけ運動を推進します。	継続
(2) 防犯対策の充実	教育委員会	「こども 110 番の店・家」の協力要請を行うとともに、警察、学校、地域が連携を図り、こどもが犯罪に遭わない環境づくりを推進します。防犯ブザーの貸与、PTAによる通学路の安全点検などが行われており、今後も継続して防犯対策の充実を図ります。また町小・中学校にスクールバスを運行し児童生徒の遠距離通学負担軽減と通学時の安全確保に努めます。	継続
(3) 交通安全教育の推進	総務課	警察や交通安全協会等と連携し、こどもや保護者に対し、参加・体験型、実践型の交通安全教育の充実を図ります。また、交通安全母の会による保護者向けの安全指導を行います。今後は、交通安全思想のさらなる普及・浸透を図り、交通安全指導者の確保・育成も支援します。	継続

基本目標6 要保護児童へのきめ細かな支援の充実

(1) 支援が必要な家庭への対応

近年、児童虐待が社会問題として浮き彫りになる中、ひとり親家庭の増加により、こどもを取り巻く家庭環境も変化しています。この状況に対応するため、関係機関と連携しながら児童虐待の防止に取り組むとともに、相談体制の充実を目指します。また、ひとり親家庭では、子育てに関する多様な悩みを抱えているケースが多いため、それぞれの家庭の状況に応じた支援体制の周知に力を入れます。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 児童虐待防止に関する啓発	こども健康課	児童虐待防止月間を中心に、町広報やホームページなど活用して、児童虐待防止に関する周知・情報提供を行うとともに、出生時や転入時にリーフレットを配布し、意識啓発に努めます。今後も、地域子育て支援拠点事業、保育所・認定こども園、学校並びに児童相談所、警察等の関係機関と連携し、協力体制を構築していきます。	継続
(2) 民生委員・児童委員等による訪問	こども健康課 町民課	主任児童委員及び民生委員・児童委員、こんにちは赤ちゃん事業訪問委員の家庭訪問により、児童虐待防止や子育てに関する相談支援の充実を図ります。保育所、学校、保健師、福祉係、福祉事務所、児童相談所との連携による訪問で児童虐待防止に努めるとともに、各種研修会へ積極的に参加します。	継続
(3) ひとり親家庭の自立支援	こども健康課	ひとり親家庭の自立支援のため、情報提供や相談体制の充実とともに、ひとり親家庭の実情を把握し、関係機関と連携して求職支援を行います。児童扶養手当現況届出時にチラシを配布し周知を図るとともに、長崎県と連携し年2回程度、相談窓口を開設しており、今後も継続して実施します。	継続
(4) 要保護児童等に関する関係機関との情報連携	こども健康課	要保護児童やその保護者、特定妊婦に対し適切な保護又は支援を図るため、関係する機関や団体と必要な情報の交換を行うとともに、東彼杵町要保護児童対策地域協議会や各種会議において、支援・援助の内容に関する協議を行います。	継続

(2) 障がい児等への支援

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見、治療を促進するため、妊婦や乳幼児の健康診査の受診、また学校での健康診査の実施を推進する必要があります。特に、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業、放課後児童健全育成事業を行う事業者は、特別な支援が必要なこどもを積極的に受け入れるとともに、各関係機関と連携して障がい児施策を推進します。今後は、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などが協力し、切れ目のない支援を提供できる体制を構築することを目指します。

【具体的事業内容】

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 障がいの早期発見・療育	こども健康課 町民課	保健所との連携による訪問、相談、健康診査の充実により、こどもの障がいを早期に発見し、早期療育につなげます。今後は、教育機関と連携した体制づくりに向けて、相互の認識を深める取組を行い、よりよい支援体制の構築を目指します。	継続
(2) 相談支援体制の整備	こども健康課 町民課	特別な支援を要するこどもとその保護者に対し、個々の状況に応じた相談支援体制を整備します。東彼3町で設置した障がい者支援センターの充実を図り、総合的な相談、生活支援、情報提供を行います。	継続
(3) 特別な支援を要するこどもの療育・教育の充実	こども健康課 町民課 教育委員会	保育所・認定こども園、特別支援学校、障がい福祉施設等との連携により、特別な支援を要するこどもへの早期療育・教育の充実を図ります。特別支援教育連携協議会において幼児支援ネットワークを構成しており、関係機関の連携を図っています。今後も、個別の教育支援計画の取組により特別な支援を要するこどもに対する療育・教育の連携を推進します。	継続
(4) 特別支援教育体制の充実	教育委員会	特別な支援が必要なこども（学習障がい：LD、注意欠如・多動性障がい：ADHD、高機能自閉症など）の教育ニーズを的確に把握するため、特別支援教育に係る支援員を配置するなど、支援の充実を図っていきます。今後も、幼児支援ネットワークから教育支援ネットワークへの連携・つなぎ体制の構築に努めます。	継続
(5) 障がい福祉サービス等の充実	町民課	障がい福祉サービス等の普及や相談支援の充実により、保護者の負担軽減と特別な支援を要するこどもの自立・社会参加を促進します。相談支援事業所等を中心に各関係機関と情報連携し、障がいサービスを必要とするこどもが増加しているため、サービスを必要とするこどもに切れ目のない支援が提供できるよう体制の検討を行います。	継続

（３）経済的困難を抱える家庭への支援（こどもの貧困対策）

① 背景と位置づけ

令和5年12月22日に策定された「こども大綱」では、「こどもの貧困を解消し、こどもたちが貧困による困難を強いられない社会の実現」が掲げられており、これを受けて「こどもの貧困対策」は「こどもの貧困解消に向けた対策」として改められました。本町が策定する子ども・子育て支援事業計画には、こどもの貧困対策に資する多くの事業が含まれており、この計画に貧困対策推進のための計画を一体的に取りまとめ、各事業の推進を図ってまいります。

② 県のアンケート調査結果について

長崎県では、平成30年11月に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

【こどもの貧困率】

	全国平均	長崎県	東彼杵町
貧困率	13.9%	11.2%	16.5%

※こどもの貧困率：こども全体に占める、投下可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合。長崎県の貧困線は97.2万円

※等価可処分所得：世帯の可処分所得(収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額

③ こどもの貧困対策事業

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(1) 就学援助(再掲)	教育委員会	経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難な世帯に学用品・学校給食費など就学に必要な費用の一部を援助します。	継続
(2) ひとり親家庭の就労支援	こども健康課	ひとり親家庭の自立支援のため、県福祉事務所やハローワーク等の関係機関と連携を図り、就労に向けた情報提供・支援を行います。	継続
(3) 母子・父子家庭福祉医療費(再掲)	こども健康課	母(父)子家庭の母・(父)、またその親に養育される児童を対象に、保険が適用される入院・通院、薬代等の医療費にかかる費用の自己負担分を除いた額を助成します。	継続
(4) 乳幼児・こども福祉医療費(再掲)	こども健康課	保険が適用される入院・通院、薬代等の医療費にかかる費用の自己負担分を除いた額を助成します。また、対象を小学生から高校生へエリアを絞り、現物給付へと拡大しました。	拡大継続
(5) 保育料の無償化(再掲)	こども健康課	特定教育・保育施設等に通う、町内全てのこどもの保育料を無償化し、保護者の費用負担軽減を図ります。	拡大継続
(6) 放課後児童クラブ利用料の免除	こども健康課	ひとり親家庭の児童で、児童扶養手当を受けている等の要件を満たす場合や多子世帯家庭で要件を満たす場合は利用料の一部軽減を継続します。	継続

個別事業名	主な担当課	施策の概要	事業の方向性
(7) 児童扶養手当	こども健康課	父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため長崎県と連携し支給される手当の手続を継続します。	継続
(8) 特別児童扶養手当	こども健康課	精神又は身体に重度又は中度以上の障がい状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として長崎県と連携し支給される手当の手続を継続します。	継続
(9) 出産祝金の支給 (再掲)	こども健康課	本町内に1年以上定住されている夫婦が出産された場合、出産祝金を支給します。	継続
(10) 学校給食費の無償化 (再掲)	教育委員会	子育て家庭等の経済的負担の軽減を図ることを目的に町内の小学校、中学校の給食費を無償化します。	追加継続
(11) 入学祝金の支給 (再掲)	教育委員会	本町の次代を担う児童又は生徒の入学の節目を祝福し、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図ります。	追加継続

第4章 事業計画

第4章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保方策等を記載することとなっています。

(2) 本町の区域設定の考え方

本町の教育・保育提供区域の設定にあたっては、区域内の量の調整や、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、町全域を一つの区域として、量の見込と確保方策等を定めます。

その他の事業についても、町全体を一つの区域として設定し、各事業の量の見込と確保方策等を定めていきます。

【対象事業】

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	保育所（園）、認定こども園など	
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保育する事業	
保健	妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	町全域
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業	
	④養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業	
	⑤子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）	
	⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	
	⑦一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等でこどもを一時的に預かる事業	
	⑧時間外保育事業（延長保育事業）	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業	
	⑨病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業	
	⑩放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	
	⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者のこどもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する事業	
	⑫多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援や、健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業	
	⑬妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業	

分類	事業名	事業内容	提供区域
育地 て域 支子 援ど 事も 業・ 子	⑭乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業	町全域
	⑮産後ケア事業	産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業	

2 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

(1) 各年度における教育・保育の量の見込

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

(2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。
- 満3歳未満のこどもについては、教育・保育の量の見込で定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込に対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望しているこども	認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強いこども	保育所 認定こども園
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望しているこども	
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園 地域型保育

※町内に幼稚園がないため、利用先に幼稚園の記載をしていません。

【令和6年度の実績】

	令和6年度				
	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳	1歳	2歳
令和6年度実績 (人)	30	95	23	32	35

※令和6年10月1日現在

(3) 教育・保育施設の量の見込と確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに量の見込と確保方策を定めました。

なお、満3歳未満のこどもの数全体に占める保育所等の利用数の割合（保育利用率）は横ばいですが、少子化を踏まえて、量の見込（必要利用定員総数）を設定しています。

【保育利用率】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（％）	70.9	69.1	68.1	63.0	62.2

【教育・保育施設の量の見込と確保方策】

		令和7年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込（必要利用定員総数） （人）		27	78	12	27	34
②確保 の内容 （人）	教育・保育施設	27	85	20	32	38
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異（②-①）		0	7	8	5	4

		令和8年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込（必要利用定員総数） （人）		25	68	10	25	32
②確保 の内容 （人）	教育・保育施設	27	85	20	32	38
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異（②-①）		2	17	10	7	6

		令和9年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込（必要利用定員総数） （人）		24	60	9	24	31
②確保 の内容 （人）	教育・保育施設	27	85	20	32	38
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異（②-①）		3	25	11	8	7

		令和10年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込（必要利用定員総数） （人）		22	51	7	22	29
②確保 の内容 （人）	教育・保育施設	27	85	20	32	38
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異（②-①）		5	34	13	10	9

		令和11年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込（必要利用定員総数） （人）		21	45	6	21	29
②確保 の内容 （人）	教育・保育施設	27	85	20	32	38
	地域型保育事業			0	0	0
	企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
差異（②-①）		6	40	14	11	9

3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

（１）利用者支援事業

【量の見込と確保の内容】

【こども家庭センター型】

	令和6年度 実績見込	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（か所）	1	1	1	1	1	1
②確保の内容（か所）		1	1	1	1	1
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本町では、こども家庭センター設置により、幅広いニーズに対応できるように事業の推進を図ります。

（２）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【量の見込と確保の内容】

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込(人日)	2,555	2,500	2,413	2,348	2,215	2,192
②確保の内容(人日)		2,500	2,413	2,348	2,215	2,192
地域子育て 支援拠点事業（か所）		1	1	1	1	1
その他		—	—	—	—	—
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本町では、現状に引き続き、子育て支援センター「すくすくねんね」で実施していきます。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容を周知し、利用しやすい運営に努めます。

(3) 妊婦健康診査事業**【量の見込と確保の内容】**

	令和6年度 実績見込	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人回）	30	30	29	28	27	26
②確保の内容（人回）		30	29	28	27	26
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業**【量の見込と確保の内容】**

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人）	33	32	30	28	26	24
②確保の内容（人）		32	30	28	26	24
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題を発見し、継続した支援につながるよう、さらなる状況把握等の実施に努めます。

(5) 養育支援訪問事業**【量の見込と確保の内容】**

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人）	0	0	0	0	0	0
②確保の内容（人）		0	0	0	0	0
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本町では、事業として実施しておりません。養育者の育児不安を軽減するため、町の保健師の家庭訪問等で今後も支援を行います。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）**【量の見込と確保の内容】**

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人日）	1	1	1	1	1	1
②確保の内容（人日）		1	1	1	1	1
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

平成28年度より事業を実施していますが、利用者は少ない現状です。家庭の事情等により一時的にこどもの養育が困難となった場合に、児童福祉施設において養育を行えるよう今後も適正な実施体制の確保に努めます。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**【量の見込と確保の内容】**

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人日）	0	0	0	0	0	0
②確保の内容（人日）		0	0	0	0	0
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本町では当事業は実施しておらず、ニーズ調査でも保護者の利用希望はあまり多くはありませんでした。事業内容の周知を図りながら、計画期間中でもニーズがあれば検討します。

（８）一時預かり事業

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるように、適正な支援に努めていきます。また、必要な保護者が利用できるように情報の提供に努め、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

①認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）**【量の見込と確保の内容】**

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人日）	11,055	11,036	10,686	10,435	9,875	9,805
②確保の内容（人日）		11,036	10,686	10,435	9,875	9,805
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

町内にある認定こども園で引き続き実施し、量の見込に対応します。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）**【量の見込と確保の内容】**

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人日）	346	300	290	282	266	263
②確保の内容（人日）		300	290	282	266	263
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

町内にある認定こども園2か所で引き続き実施し、量の見込に対応します。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）**【量の見込と確保の内容】**

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人）	135	100	97	94	89	88
②確保の内容（人）		100	97	94	89	88
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

町内にある保育所・認定こども園3か所で引き続き実施し、量の見込に対応します。また、保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を身近な地域で提供できるように必要な職員確保を図り、今後も適正な実施体制の確保に努めます。

(10) 病児・病後児保育事業**【量の見込と確保の内容】**

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込（人日）	350	300	290	282	266	263
②確保の内容（人日）		300	290	282	266	263
差（②-①）	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

病後児保育事業は町内にある認定こども園で引き続き実施し、量の見込みに対応します。また同事業を実施している西九州させぼ広域都市圏の認定こども園等を利用できる体制を整えています。

また、体調不良児対応型事業では、町内認定こども園3か所で引き続き実施し、量の見込みに対応します。

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、以下の放課後児童対策パッケージの取組方針に基づいて実施していきます。

【放課後児童対策パッケージの取組方針】

- 放課後児童対策パッケージに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。また、放課後児童クラブ及び地域住民等の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを実施します。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と児童福祉部局で連携して実施していきます。
- 町内2小学校区の2児童クラブと教育委員会にて連携し、校内交流型・連携型の放課後子ども教室として実施を進めます。

【東彼杵町における行動計画】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の「確保方策 放課後児童クラブの量の見込と確保の内容は下記のとおりです。

○放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室の開催回数を1か月に1回以上実施できるよう目指します。

○校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

放課後児童クラブと教育委員会で連携し、全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう実施していきます。

○校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブの放課後児童支援員等と教育委員会が連携し、プログラムの内容、実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。

校内交流型プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティア等を配置します。

○放課後子ども教室の学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後子ども教室の実施にあたり、学校等との連携を図り、体育館、校庭等の一時利用について協議します。

○放課後児童対策に係る児童福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後活動の実施にあたって、関係部署の責任体制を明確化します。

関係部署による会議にて、総合的な放課後対策について協議を行います。

【量の見込と確保の内容】

	令和5年度 実績		実施時期				
	実人員	施設数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込 (人、か所)	109	2	106	103	101	96	95
1年生			21	21	21	20	19
2年生			20	20	20	18	18
3年生			29	29	27	26	26
4年生			19	18	18	17	17
5年生			10	9	9	9	9
6年生			7	6	6	6	6
②確保の内容 (人、か所)			106	103	101	96	95
差(②-①)	—		0	0	0	0	0

【量の確保方策】

本町では引き続き、「にこにこはうす」、「わくわくはうす」で事業を実施していきます。
また、今後もニーズに対応し、安全を確保した適正な運営を図るため、施設整備・運営体制の改善に努めます。

(12) 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊産婦等に対して、妊娠の届出時、出産前、出産後等に出産、育児等の見通しを立てるための面談や情報提供を行います。また、必要に応じて必要な支援につなぐ伴走型支援を行います。

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込 (人日)	30	30	29	28	27	26
②確保の内容 (人日)		30	29	28	27	26
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

妊娠届出時の面談は保健師及び栄養士が実施、妊婦訪問や新生児（乳児）訪問は在宅助産師又は保健師が実施し、量の見込に対応します。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設を利用できる環境を整えています。

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込 (人)	—	170	150	140	130	120
②確保の内容 (人)		170	150	140	130	120
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

「こども誰でも通園制度」については、令和5年度より「未就園児の定期的な預かりモデル事業」が始まり、令和6年度からは試行的事業として実施しております。町内にある認定こども園2か所で引き続き実施し、量の見込に対応します。

(14) 産後ケア事業

訪問ケア、デイケア、ショートステイを県助産師会や近隣市町の産婦人科に委託して実施します。

	令和5年度 実績	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込 (人)	11	10	9	8	7	6
②確保の内容 (人)		10	9	8	7	6
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

【量の確保方策】

訪問ケアは県助産師会、デイケアやショートステイは近隣市町の産婦人科に業務委託し、量の見込に対応します。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、こどもの育ちの観点を大切に考え、こどもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別		対象となる こども	内容
幼稚園		3～5歳	新制度に移行している幼稚園は月額上限 2.57 万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	全てのこどもに対し、保育料を無償化します。
施設等 利用給付	こどものための 教育・保育給付の 対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の 幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の特別な支援を要する児童の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用するこどもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可） 保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・ サポート・センター 事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

これらを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

6 こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

（１）こども虐待防止対策の充実

本町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用してこども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことを推進します。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して長崎県が策定する「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

（３）特別な支援を要する児童等への施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、特別な支援が必要なこどもの受入れを推進するとともに、受入れにあたっては、各関係機関との連携を図り特別な支援を要する児童等への施策を推進します。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

（１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

（２）育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

（３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

1 推進体制

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する町民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の変化や子育てに関する新たな課題についても、本計画に位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

(1) 関係機関との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(2) 関係機関の連携を推進する取組

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業を実施します。

①利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

②地域子育て支援拠点事業

保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女ともに保護者がしっかりとこどもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施します。

③子育て援助活動支援事業

地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施します。

2 計画の進捗管理

取組の点検・評価を行うため、利用者の視点に立った指標を設定し、施策の改善につなげていきます。また、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても評価を行います。

点検・評価の結果は、子ども・子育て会議で報告し、必要な事業等を協議するとともに、ホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込が大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

資料編

1 東彼杵町子ども・子育て会議委員名簿

区 分	役職等	氏 名
こどもの保護者	町PTA連合会推薦	牛田 美香
	認定こども園つばさ保護者代表	中里 淳一
	やまだこども園保護者代表	富田 拓也
	ひまわりえん保護者代表	吉田 達弥
こども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	東彼杵町主任児童委員	山口 須恵子
	東彼杵町教育長	山口 厚
こども・子育て支援に関する 事業に従事する者	やまだこども園園長	明時 千枝子
	認定こども園つばさ園長 兼学童クラブわくわくはうす代表	生田 真
	ひまわりえん主任保育士	浦 静子
	すくすくねんね代表	下田 絵美
	学童クラブ にこにこはうす代表	有徳 絵利子
こども・子育て支援に関する 関係団体等の代表者	彼杵婦人会代表	浪瀬 信子
	千綿婦人会代表	福田 三枝
その他町長が必要と認める者	副町長	三根 貞彦
	東彼杵町教育次長	岡田 半二郎
	東彼杵町総務課長	高月 淳一郎
	東彼杵町こども健康課長	氏福 達也

2 東彼杵町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 7 月 1 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第 1 項の規定に基づき、東彼杵町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) その他町長が必要と認める事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が会長と協議して別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成27年6月30日条例第18号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附則(令和5年3月8日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 策定経過

開催日	審議内容等
令和6年1月11日	令和5年度 第1回東彼杵町子ども・子育て会議 ・第3期事業計画概要及び策定スケジュールについて
令和6年2月3日 ～2月19日	「子育て支援に関するアンケート調査」の実施
令和6年3月28日	令和5年度 第2回東彼杵町子ども・子育て会議 ・第3期事業計画概要及び策定スケジュールについて ・アンケート（ニーズ）調査結果概要報告について
令和6年8月20日	令和6年度 第1回東彼杵町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告
令和6年12月18日	令和6年度 第2回東彼杵町子ども・子育て会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年2月21日 ～令和7年2月28日	「第3期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画（案）」についてのパブリックコメントの募集
令和7年3月	令和6年度 第3回東彼杵町子ども・子育て会議（書面開催） ・次期事業計画における新計画最終案の提案及び意見の聞き取り

4 用語集

あ行

ICT教育

ICT教育とは、デジタル機器やIT技術を活用して教育を行う方法です。コンピュータやタブレット、電子黒板、インターネットなどを用いて、従来のアナログ教育よりも効果的な学習を実現します。

育児休業制度

育児・介護休業法に基づく制度で、こどもが1歳に達するまで、父母ともに育児休業を取得する場合は、こどもが1歳2か月に達するまでの間の1年間、申出により育児休業の取得が可能となります。

か行

学習障がい

基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しく困難を示す様々な障がいを指します。

家庭的保育

地域型保育事業のうちの一つです。児童福祉法に基づき市町村の認可を受けた家庭的保育事業者が行う公的保育で、産休明けから3歳未満までのこどもを対象とし、1人～5人以下の少数保育事業となります。保育室は保育者の自宅などで、家庭的な雰囲気の保育が特徴です。実施については、市町村で異なります。

居宅訪問型保育

地域型保育事業のうちの一つです。自治体の取組として行う事業で、3歳未満の保育が必要なこどもを対象とし、ベビーシッターや保育士がこどもの自宅を訪問し、マンツーマンを基本とした保育を行います。実施については、市町村で異なります。

合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。

さ行**事業所内保育**

地域型保育事業のうちの一つです。企業が事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもにも保育を提供するものです。3歳未満までのこどもを対象とし、実施については、市町村・事業所で異なります。

次世代育成支援対策推進法

平成 17 年 4 月 1 日に施行され、当初は平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が平成 37（令和 7）年 3 月 31 日まで延長されています。次世代育成支援対策について、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。

児童福祉施設

児童福祉法をはじめとする法令に基づいて、児童福祉に関する事業を行う施設の総称です。保育所や児童養護施設、児童厚生施設、助産施設、乳児院をはじめ、肢体不自由、知的等の障がいがあり、支援を必要とする児童の援助・指導を行う施設等も含まれます。

児童養護施設

児童福祉法で定める児童福祉施設の一つです。保護者がいない児童や家庭環境上保護者と生活することが困難と判断される児童を入所させて養護するとともに、退所したものに対する相談やその他自立のための援助を行うことを目的とする施設です。近年はできる限り家庭的な環境で安定した人間関係のもとで養育ができるよう、施設の小規模化やグループホーム化が推進されています。

出生率

一定人口に対する出生数の割合のことです。一般的には、人口 1,000 人当たりにおける出生数を指します。

主任児童委員

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童福祉全般の充実のために広域的、専門的取組の実施や、事情によっては地域担当の児童委員に代わって個別の児童の問題を担当します。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が生活の中で抱える様々な問題の解決を図る専門職として、小・中・高等学校や教育委員会をはじめとする学校教育現場、教育行政に配置されています。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待等があります。これらの問題に対し、児童・生徒が自らの力で問題解決を図れるよう支援を行います。また児童・生徒の問題を直接的に解決するだけでなく、本人・家族と生活環境を調整する役割や、支援学級に関すること、福祉制度の活用など学校外からの支援活動も行っています。

た行**注意欠如・多動性障がい（ADHD）**

主に児童期に発生し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする行動の障がいのことで、社会的な活動や学業の機能に支障を来すなどの特徴がみられます。

な行**認定こども園**

幼稚園と保育園両方の役割を持ち、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設のことです。

は行**発達障がい**

自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）など、これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもののことです。

フィルタリングサービス

こどもをインターネット上の違法・有害情報との接触から守るため、サイトの閲覧制限を行ったり、課金対象となるアプリ等を利用できないようにブロックしたりすることで、安心して利用ができるよう携帯電話会社をはじめとした各社が行うサービスのことです。

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣を行う事業です。自治体により実施、未実施があります。

母子保健事業

妊婦・乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や保健指導・栄養指導を行うものです。事業の内容としては、妊娠前においては不妊治療費の助成、妊娠中は母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児期には、新生児訪問、乳児一般健診、1歳6か月児・3歳児健診、2歳児歯科健診、5歳児発達健診等があります。なお、自治体により取組に違いがあります。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。民生委員は、児童委員を兼ねています。

や行

要保護児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童のことです。虐待を受けたこどもに限らず、非行児童なども含まれます。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置し、要保護児童等の適切な保護や支援を行うため、関係機関等によって構成される協議会のことです。要保護児童等に関する情報の交換や支援内容についての協議を行います。

ら行

ライフスタイル

ライフスタイルとは、個人やグループが日常生活の中で行う活動や習慣、価値観、消費行動などを総合した生活様式を指します。

LINE

LINE（ライン）とはスマホやタブレット、パソコン等で利用できるコミュニケーションアプリのことです。

療育

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもが持つ能力を十分に発揮できるよう援助することを指します。

第3期東彼杵町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：東彼杵町

編集：東彼杵町 こども健康課 子育て支援係

〒859-3808 長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6

T E L 0957-46-1196